

第十三章 性的理想主義

一 社會成立の根本要素

私は嚴正なる一夫一婦主義を讃仰する。それは一夫一婦が人間の本性に基づくこと云ふ意味からではない。私は「本性」など云ふ固定的なものを信じない。「本性」が若し自然性を意味するものであつたならば、人間は犬猫と同様、動物的に多淫であり、否な、或は動物以上に多淫であり、原始社會に於けるが如く、多婚であり、多夫多妻、一夫多妻、多夫一妻であり、或は結婚生活其者までも反自然的のものとして排斥すべきであるかも知れない。

一夫一婦は自然性に基くものではない。人間の社會生活が創造したものである。然し、社會生活の存在する限り、一夫一婦の性的關係を基礎としないで、人間生活の幸福と向上とは望まれないと、私は信ずる。性的生活の規律は社會成立の根本要素なるが故だ。

ウェルスの「新理想國」には、若し當事者各自が承認の上で決定されたものであれば、多夫一妻、一婦多妻、或は多夫多妻でも差支へないと云つてゐるが、夫れは論理の遊戯であつて、事實上、行はれることではない。誰れも自分の妻が他の男と重婚したいからと承認を申込んだ時に、はいさうかと云つて承認するほどの馬鹿な男はあるまい。夫が妻に對して同様の承認を求める場合も、同じ事である。若し斯様な場合に、妻の共有、又は夫の共有を承認する人があつたとしたならば、彼又は彼女は其配偶に對して眞の愛情を持たない人である。

苟も多夫多婦の關係にある人々は品性の高尚な人格者と云ふことは出來な

い。なぜなれば、斯る人々は性的關係を單に享樂的に見て、結婚より生ずる社會的責任である子女の教養を全ふすることは出来ないからだ。若し性的關係を享樂的のものと思はず、兩性和合の家庭生活に於て、社會的責任を果し行くと云ふ自覺の上に築いてゐたならば、一人以外の異性と性的關係を結ぶ必要はなくなるからである。單に必要ないと云ふばかりでなく、却て其結果として來る妊娠育兒等の責任を充分に盡して往く爲めに障害となるからだ。

戀愛は單なる享樂的兩性關係ではない。眞の戀愛は人格と人格との神祕的な融合一致である。それが性に基礎を置いてゐる場合、之を戀と云ひ、否らざる場合、之を愛と云ふ。愛は無限の抱擁性を持ってゐるものであつて、無數の人々に廣がることによつて、多々益々其深味を發揮する。然るに戀は只だ一人の異性に對してのみ、最も眞面目に、且つ純眞なる發現を見る。戀は之を二人以上の異

性に分割するに従つて其本性を稀薄にし、其靈的神祕的要素を失墜して、遂に單なる性欲の満足に墮してしまふ。

性的生活を基礎とする夫婦關係は戀愛を其第一要素とするものなるが故に、二人以上の異性と關連して、決して純眞なる夫婦關係を維持することは出来ない。一人の異性を棄て、他の異性に走る人は、夫婦關係を常に享樂的のものとするものなるが故に、享樂の飽滿を感じる時、彼れには只悔恨あるのみで、單なる享樂の追求から、人間性の訓練と向上の爲めに、何物も得ることは出来ない。單なる享樂の追求は所詮野獸的であるからだ。

二 性的生活の理想

夫婦關係は單に當事者のみの關係ではない。家庭生活の結果として子女なる

第三者との關係を生ずる。然るに親たる夫婦の一方又は双方が常に享樂を追求して、他の異性を求め又は異性と關係してゐる以上、彼等は決して子女教養の資格を發揮することは出来ない。子女は斯る親達を尊敬するものではない。又親達の方からも、誰れの子だか分らない多夫的婦人の子に對し眞の愛情を注いで教育することは出来ない。親に愛情なく、子女に尊敬心なくして圓滿なる家庭生活は行はれない。而して家庭生活の健全でない所に、健全なる社會が建設されることは望まれない。

結婚當事者の個人的立場から考へても、享樂的な戀愛を追求して、性的關係を二三にする人は其人の品性に統一を見出すことは出来ない。貞操とは單に配偶者に對する情操のみを意味するのではない。自分自身の人格に忠實なることをも包含するものである。されば一旦妻とし夫としたる人に忠實であつて、生

涯他に性的關係を求めない人は、それによつて其人の品性を鍛鍊すること、幾何なるか分らぬ。殊に夫婦の一方が自分より遙かに下劣な人物であることを見出した時に、或はどうしても性格の適合しないことを見出した時に、人は多くの場合、其配偶を棄て去つて、他により良きものを見出さんとする誘惑に陥るであらう。かうした場合に於ても、尙其配偶に忠實であつて、若し其人が自分よりも低い人間であれば、之を高めてやらうと努力し、調和し難い性格の人であれば、互に讓歩して調和し往かうと努力することによつて、自分自身の品性を練磨し、人格を高尙にし得るのである。

されば、私は一切の夫婦關係から、離婚を否認する。夫婦は終身契約であつて、一旦夫婦關係を設定した以上、如何なる事情の下にも離婚を否定しなければならぬ。若し萬一の例外として、逆も共同生活は出来ない、それは却て兩人

の品性を傷け、人格を下落させるばかりだと認められた場合、萬一の除外例として、離婚を認めても差支へあるまい。然し、其場合、別れたる夫婦は性的生活の劣敗者として、再び他の異性と家庭生活に入らないことを要する。一度配偶を變へたものは二度び變へ易く、多くの場合に家庭生活の幸福を味ふことの出来ない人である。一旦戀愛關係によつて結合した夫婦にして、最後まで之を持續することの出来ない人は、一個のエゴイストであつて、斯種の人は到底他人との性的生活にも満足を見出し得る人ではない。それよりも、彼れ又は彼女は家庭生活に入らず、他の社會的事業を求めて活動したがよい。又一旦結婚なる終身契約をした後に、中途失敗に終りたる彼等は社會に對しても、結婚生活の無資格者として、謝罪的態度を採り、再び結婚生活に入ることを躊躇すべきである。

夫婦の一方が死亡したる場合も、再婚せざる事が、性的理想に叶つたものであると思ふ。夫婦が眞の愛情から成立したものであるならば、他方が死亡したからとて、更に新たなる異性を求めることは、先の配偶に對して背信である。背信であるばかりでなく、眞の愛情がなかつたことを示すものだ。眞の愛情は悠久である。愛情の悠久なる處、子女に對する感化も強く、よし物的には子女養育の爲に幾多の苦艱を嘗めようとも、亡夫又は亡妻の愛兒を愛の對象として、孤閨を守り、彼等を撫育する處に、人情の美さが輝き渡つてゐるではないか。

三 自由結婚と自由離婚

私は原則として絶對的に離婚と再婚の自由を否定する。凡ての夫婦は最初の結婚に於て離婚と再婚の自由を棄却したものと認める。従つて結婚は人生の不

可復的重大事として、結婚の當初に遡つて之を最も慎重に取扱はんことを要求する。最も良く當事者の自由意志を働かして、眞に人格的尊敬と愛情を持ち、互に理解し合つて、生活の理想を共にし、共同生活の經營によつて、互に他の人格的發展と向上に貢献し、同時に自己の性格を鍛鍊することが出来ると云つたやうな道徳的自信がなくして、結婚生活に入ることとは出来ない。

されば、私は一切の見合結婚、賣買結婚、媒介結婚に反對する。是等は當事者の意志を尊重するものでないからである。結婚は凡て男女の自由交際より來る當事者の理解と愛情から成立すべきものである。幾年にも亘りて純潔な交際を持続した青年男女でなければ、結婚の資格を持たないと信ずる。従つて親達の方でも、親の眼識に叶つた聲選び、嫁選びの如き因襲的な方法によらず、當事者自身をして適當な配偶を見出させるやうに、男女交際の道を開いてやらね

ばならぬ。然らざれば、結婚は當事者に取りて神聖なるものとはならず、また第三者の干涉によつて決定されたものに對して當事者が充分の責任を負はないのは當然のことだ。私の云ふが如き性的理想を貫徹さす爲めには、是非共當事者各自に、充分なる熟慮と躊躇を経た後に、最後の決定に至らしめるやう、相手を理解するに充分の機會を與へてやらねばならぬ。

男女交際とは決して同性仲間の交際と異つたものと思つてはならぬ。同性仲間の交際以上に交際する者は、必ず其人と結婚すべき責任を自覺して居らねばならぬ。されば、少時日の交際によつて、急轉直下、戀愛關係に陥るものは、それによつて、却つて自分の自由意志を拘束し、他により良き配偶あるや否やを追求する自由を失ひ、結局、自由結婚にあらず、運命結婚に陥ることがある。されば、家庭を經營し得る社會的經濟的地位を安固にするまでは、決して性

的關係に陥らず、單なる友人として同性仲間の交際と同様の交際を續け、徐ろに最適の配偶を選ぶ賢明さを持つてゐなければならぬ。

吾等は自由離婚を否定する代りに、自由結婚を主張する。但し自由結婚は決して單なる享樂戀愛の結果として來るものではない。享樂戀愛者は漂々浪々、感覺の美に囚はれて、運命的に盲動するものである。眞の戀愛は兩性間に起る神祕的の現象として、人格と人格と觸れ合つた、壯嚴なる融合一致であることを自覺して、互に尊敬崇拜の念を湧立たしめ、終世、否な永遠に、易ることなき結合であると信ずるにあらざれば、自由結婚に導くほどの戀愛たることは出來ないのである。自由戀愛、自由結婚、而して一夫一婦の徹底と離婚の絶滅——これが性的理想主義の内容であらねばならぬ。

第十四章 離婚の自由

一 富籤的結婚

結婚生活にどれだけの自由があるか。結婚の自由は當然離婚の自由を意味するものであるか。又反對に、結婚の自由なき所には離婚の自由もないのであるか。否な却て結婚の自由なき所に離婚の自由があるのであつて、結婚の自由ある所、其處には離婚の自由なるものはあり得ないのではないか。

從來、離婚の自由、少くとも離婚の事實が最も多かりし日本の社會に於ては、結婚の自由は殆んどなく、結婚の自由を充分に認めてゐたカソリック教の社會に於ては、離婚の自由は殆んど皆無であつた。日本の社會に於て、結婚は當事

者の戀愛より成立するもの頗る稀れであつて、大多數は當事者の自由に基かず、親が當てがつてくれた婿や嫁を採る。少くとも親に發議權があつて、當事者は多くの場合親が採用してくれた候補者に就いて、可否の一票を投ずる權利しか認められてゐなかつた。此場合、當事者の自由は極めて狭少な範圍に局限されたものであつた。時代後れの杓子定規を行使して判斷し得る親の選擇範圍が極めて狭少であるだけ、それだけ子女は富籤的の結婚をせねばならなかつた。今日較進歩した家庭に於ては、見合などいふ籤抽きの形式によつて、當事者の意志を自由に發表させる積りであるが、一回二回の虚飾多き見合などによつて、一生涯の運命を決定する結婚が圓滿に成立するものではない。従つて、斯る結婚生活の破滅に歸すること頻繁なるも、敢て怪しむに足らぬのである。

之に反して、カソリック教徒の社會に於ては、結婚生活に對して一種のドグ

ΚΟΝΟΜΙΑ

マ(教條)があつた。彼等は結婚は親達^が外的に準備してくれるものと思はないばかりでなく、當事者自身さへも、實は自由を持たないのであると思つた。結婚は即ち、神の御旨^{みせめ}によつて成立するものであつて、人間の自由意志に基くものではない。従つて人間の意志に基いて勝手に破壊することは出来ない^{と見るの}である。聖書に曰く『始めに人を造り給ひし者は之を男女として造れり。是故に、人は父母を離れて其妻に合ひ、二人の者一體となるなり……されば、はや二にはあらず、一體なり。神の合せ給へる者は人之を離すべからず(マタイ傳一九ノ四以下)』と。此聖言は中世紀以來、西洋の社會に於て絶對の眞理として遵奉されしものなるが故に、一旦結婚した以上は、絶對に離婚の自由は消滅する譯であつた。

處で、彼等の社會に於て夫婦の同棲が出来ないほど仲悪しくなりたる場合は、

事實上別居して、離婚の情態にあることは出来たけれど、形式上は飽くまでも、離婚を許さなかつた。故にカソリック教徒は、死期に臨んで、必ず元へ歸り、「偕老」ならざる場合でも、「同穴」であることを強要された。即ち一旦別れた夫婦でも神は之を分ち給はないのであつて、死んだ後には再び彼世に於て一所になるべきものであるから、墓場を共にしなければならぬと云ふことになつてゐた。従つて、同棲しない事實上の離婚者は他の異性と再婚することは勿論許されなかつた。

二 離婚の禁止

一般にクリスト教徒の社會に於て、離婚の自由は認められてゐないが、新教の人々は舊教の人々の如く、嚴格に聖書の訓言を守らないだけである。然し、

彼等の宗教的理想としては、對絶的に離婚を禁ずることを主義としてゐるのである。只だ、是れに一つの例外がある。それは唯一の例外であつて、夫婦の一方が姦淫した場合には離婚の理由が発生すると云ふのである。マタイ傳第五章第三十二節に「姦淫の故ならで其妻を出す者は之に姦淫をなさしむるなり。又出されたる婦人を娶る者も姦淫を行ふなり」とあり、同第十九章第九節に「姦淫の故ならで其妻を出し、他の婦人を娶る者は姦淫を行ふなり、又出されたる婦人を娶る者も姦淫を行ふなり」とある。

而して姦淫は勿論神の律に背くものであるから、夫婦の一方が姦淫せし場合の外、絶対に離婚は不可能であると云ふ意味に解せられてゐる。姦淫せし夫又は妻は結婚の神聖を破壊したものである。他方の自分に對する信賴忠實を裡切つたものである。夫を裏切り又は妻を裏切つたものでさへも、永へに我が妻と

し又は夫として居らねばならぬと云ふことは不合理である。神様とても、是れは慥に離婚の理由として認めて下さるに相違ないと云ふ意味に於て、是れまで、クリスト教の社會に於て姦淫だけは離婚の理由を成立たすものと考へられてゐたのである。

然るに、同じ聖書の他の部分、例へばマコ傳第十章第十一節には『凡そ其妻を出して他の婦人を娶る者は其妻に對して姦淫を行ふなり。又婦人もし其夫を棄て、他に嫁がば此婦人も姦淫を行ふなり』とあり。ルカ傳第十六章第十八節には『凡そ其妻を出して他の者を娶る者は、姦淫を行ふなり。又夫に出されたる婦人を娶る者も姦淫を行ふなり』とある。而して是等の訓言はマタイ傳の夫等と出所を同じうするものであつて、茲には『姦淫の故ならで』と云ふ除外例が認められてゐない。故に、夫婦は他の一方が姦淫した場合でも、離婚するこ

とは出來ないと云ふのがイエスの理想であると、斯様にトルストイは解釋してゐる。

トルストイはマタイ傳にある『姦淫の故ならで』なる除外例は後世の人の挿入したものであつて、決してイエスの言葉ではないと主張する。彼れは又曰く若し『姦淫の故ならで』と云ふやうな言葉が其訓言に附加してあつた處で、マコ傳及びルカ傳の夫等の言葉から推測して、夫れは決して『姦淫の故ならで』と譯すべき意味のものではなく、原書のギリシヤ語を能く吟味すれば決してさうでないことが分る。即ち夫れは、下の如く翻譯すべきである。『凡そ其妻を出す者は、自ら姦淫情態に在るのみならず、之に姦淫をなさしむるなり云々』と。凡て妻を離婚する男は彼れ自身既に姦淫情態にあるのであるから、他の婦人と再婚すれば、直に以て姦淫するものとなり、又離婚されたる女が再婚する場合、

其婦人も、其新夫も、姦淫することになるのであると。

斯く解釋して、トルストイは絶対に離婚の自由を認めなかつた。聖書の訓言は彼れに採りて絶対の眞理である。而して夫婦は互に愛によつて一旦結合したる以上、如何なる事故が起つても、假令姦通事件が起つても、離婚することは出来ないと言ふのである。然し、それが果して實行可能なる節操の要求であらうか。

思ふに、夫婦は絶対的に不可分であると云ふ社會的信條は、往々悲劇を生む。夫婦の情愛が消え失せた後までも、又積極的に仲悪しく、常に家庭の不和を醸してゐる夫婦でも、絶対に離婚不可能であると云ふことは、決して社會の福祉を増進する所以ではあるまい。が然し、斯の如く離婚の自由を嚴禁することは、現時日本の夫れの如く、當事者以外の大姑や小姑や色々な關係によつて

までも、勝手に離婚を強制したり、或は少くとも離婚を自由に認めたり、更に又、内縁の夫婦の如き制度までも創始して、離婚の現象を無限に増殖せんとする傾向のあることに較ぶれば、遙かに優つてゐるものと云はねばならない。單に優つてゐるばかりでなく、悲劇を生むことも前者の方が後者よりは少ないのである。

而して離婚の自由が認められない場合には、結婚當事者は、再び獨身になることが出来ないほど、それは一生の運命を決する大事なるが故にとて、結婚契約の場合に非常に慎重な態度を採るから、家庭生活の神聖と云ふことの自覺が遙かに強烈になる。然るに日本の夫れの如く、女中奉公にでも往く氣になつて、『厭なら出て来る』と云ふ覺悟で、始めから結婚するものは、到底、結婚の神聖なるものを自覺することは出来ない。従つて、結婚生活の悲劇も起り易く、社

會の風紀を紊亂することも多いのである。されば、社會政策の上から論ずるならば、離婚の自由を認めるのと、全然之を認めないのと、孰れがより多く社會生活の理想に近く、且つ個人の幸福を保障し得るかと云へば、慥に離婚の自由を全然認めないことであると、私は信ずる。

社會政策の方面から考へれば、何れにしても男女平等に之を制限すべきである。英國の法律に於ては、聖書の訓戒を基礎として、夫婦の一方が不義であつた場合にのみ、他の一方が離婚を要求し得ることになつてゐる。然し、双方共不義なことをしてゐる場合、離婚權は當然消滅するものと考へられてゐる。然るに我が日本に於ては、未だ男性貴族主義を固執し、妻の不義に對して夫は離婚權を行使し得るけれど、妻は夫に對して同様の理由に基づく離婚權を持たないのである。加之、夫が自ら不義であつても、不義なる妻を離婚することが出

來るほど、日本の法律は男子に採つて寛大である。是れは人格主義に基づく立法でないのであるから、一刻も早く、男女對等の權利を承認するやうに改めねばならない。

三 眞の自由結婚と其歸結

然し、私が離婚の自由を茲に論ずるのは、社會政策上の問題を主眼とするのではない。寧ろ個々人の内的生活に立ち入つて、我等は如何なる場合に離婚の自由を認め、如何なる場合に之を禁制すべきかと云ふ倫理上の問題を主眼とするのである。

法律上の問題を離れて、私は結婚の自由と離婚の自由とは正に反比例すべきものであると思ふ。結婚の自由なき所には離婚の自由を認め、結婚の自由が充

分保障されてゐる處に於ては、自ら離婚の自由は消滅するものであると信ずる。茲に「自由」とは何であるか。それは決して勝手氣儘の放縱を意味するものではない。それは又單なる外的無制限無拘束を意味するものでもない。「自由」なることの本義は、獨立自主的に自分を規律して往くことを意味するのである。されば、よし外からの拘束は皆無であつても、自分自身を自ら規律することの出来ない人は、眞に自由人と云ふことは出来ないのである。彼れは外から拘束されてゐなくても、内から本能や衝動によつて制限されてゐる。斯る人は宿命的に、運命的に漂々浪々、何も自主的に自分の問題を處理して往くことの出来ない人である。斯様な人に自由がある筈はない。自由人とは即ち自分の意志を以て自分の本能や衝動を制御し、自分の生活を自分で規律することの出来る人である。

此意味に於て、結婚の当事者が、親や他人から推められたり、自分の性慾に驅られたりして、自主的に自分の意志を働かすことが出来ず、又其配偶たるべき人を多くの他の異性中から自由に選擇する餘裕なく、性的感情に盲目となつて、漫然、目の前に現はれた一異性を配偶とした場合、往々有り勝ちのことにて、後日、どうしても同棲出来ないと言ふことになれば、それは遂に夫婦關係を破壊すべきものではあるまいか。他人に選んで貰つたり、又は自分で選んだにしても盲目的性慾に驅られて結婚した場合などに於ては、當事者の間に眞の愛はないのであるから、性的關係の飽滿と共に、家庭生活の永續は到底不可能のことである。従つて斯る種類の結婚が破滅に終るのは、敢て奇とするに足らず、寧ろ當然、離婚の自由を認むべきものである。

夫婦は愛を以て始まり、愛なきに至つて終る。初めから愛のない媒介結婚や、

家と家との結婚や、其他財産や地位や容貌などを見當にした結婚は、事實、愛の結婚ではなく、それは結婚と云ふ名目さへも許すことの出来ないほどのものであるから、斯る結合の破綻は離婚とさへも云ふことの出来ないものである。相互の理解と愛情と人格的信頼並に尊敬とが無くして同棲するに至つたものは、眞の意味に於ける結婚ではなく、それは一種の賣娼關係にあるのである。故にそれが破壊されたからとて、之を離婚と云ふほどのことはない。若し之を離婚だと云ふならば、娼婦を『一夜妻』とは單なる雅語ではなく、又其後朝きんくの離別を『離婚』と云はねばならぬことになるであらう。

私は離婚の自由を認めない。離婚の自由を認めないだけ夫れだけ結婚の自由を要求する。結婚の自由と云ふことは即ち下の如くである。當人同志が互に他方の氣心を知り、性格を理解し、互に他方を尊敬し、愛慕し、共に家庭生活に

入つた上では、更に互ひの愛情を深め、互に品性を鍛錬し、人格を向上させることが出来るといふ確信があり、更に子女が生れた場合には互に協力して其成長發展向上の爲めに努力すると云ふ覺悟と抱負と理想とがなければ、結婚の自由を發揮したものと云ふことは出来ない。

斯くするには多くの異性に接し、可なり永く交際しなければ、互に他方を理解することは出来ない。而して多くの異性の友人中から最善のものと思ふ處の一異性を自ら選抜して、其人と初めて合番、同棲する場合、其結婚は永遠の結合であり、決して破鏡の嘆きを見るべきものではない。私は寧ろ、斯の如き結婚の自由によつて結合せる夫婦は、其結合其者によつて、永遠に離婚の自由を擲棄したものであると思ふ。然らざれば、それは眞に自由結婚と云ふことは出来ないからだ。

されど、結婚は愛を其根本要素とするのであると云ふならば、愛の消滅と共に、結婚関係は當然破滅すべきものではあるまいか。愛が無くなつて後までも同棲するは偽善である、欺瞞である。殊に愛の消滅した證據として夫婦の一方が他の異性と情を通ずるに至りし場合、離婚は當然の結果ではないか。何故に貴君は絶對的に離婚の自由を否定するのであるかと、詰問する人があるかも知れない。

私とても、右の如き場合には、抽象的な意味に於て、敢て離婚を認めない譯ではない。事實上に於て、當事者二人の結合は間違ひであつて、彼等は同棲することによつて、決して互ひの人格を向上させず、却て互ひの性格を傷け、互に品性を野卑ならしめるばかりであるやうな場合は、離婚は已むを得ない例外的な安全弁であると思ふ。私は鴛鴦式の貞操觀を以て、只だ變らぬと云ふこと

を夫婦の理想とするものではない。夫婦は其家庭生活によつて、互に他の人格を向上させる動機を常に活き／＼と働かすものでなければならぬ。されば、若しそれが不可能となつた場合、或は更に進んで、積極的に夫婦關係の持續が兩人の人格を阻害するやうになつた場合、離婚することは却て互ひの爲めだと思ふ。

然し、眞に結婚の自由を尊重し、其責任を自覺してゐる人は、如何なる場合にも之を破壊することなく、積極的に夫婦關係を改造しようとして努力するであらう。彼れ又は彼女は他方の消えかけた、或は既に消え失せた愛を再び復活させることに努力するであらう。若し不義なことをした配偶に對しては、飽くまでも其改悟を促し、改悛したる場合には之を宥恕するだけの度量を失はないであらう。彼れ又は彼女は斯く努力することによつて、他方の人格を救ひ、其罪を贖

よばかりでなく、それによつて、自分自身の人格の光輝を輝かすであらう。

四 子女ある場合の絶対的離婚否定

自由結婚によつて成立した夫婦関係が、水臭くなつて、『もうやつて往けない、どうしても破壊し去るの外はない』と云ふほど、互ひの愛情が消え失せた場合に、之を消滅させることは、之を彌縫し糊塗し置く煮え切らぬ態度よりは、遙かによいことであるに相違ない。乍併、斯る情態に陥つたと云ふ場合の十中八九までは、決して真に然るのではなく、只だ一時の感情の衝突から、齟齬から、發作的、瞬間的にさう感ずるやうになつたに過ぎないことが多いのであるから、斯様な場合には、夫婦当事者が、冷靜に顧みて、結婚當時の責任觀に立ち歸り、互に相讓歩して、新しい愛の生活に入らうと努力するならば、百中の九十九ま

で、恐らく復活し得ない夫婦関係はないのだ。故に、私は自由結婚に因る夫婦に對しては、絶対に離婚の自由を認めないことを原則とするのである。

但し萬一の例外に於て、夫婦の一方が他方を棄て去つた場合、他方は止むを得ず離婚しなければならぬことになるかも知れない。或はさうでなくて、合意の上離婚が成立した場合でも、私は夫等の當事者は、自ら生涯を誓つて結婚した上で、斯様な情態に陥つたのであるから、他の人と再婚しない覺悟でなければならぬと思ふ。何となれば、彼等は再婚しても、恐らく以前より以上のよい家庭生活を營むことは出来ないからである。自由結婚によらず、外的に或は內的に(性欲的に)強制されて結婚した場合は、其處に眞の愛は成立つてゐないのであるから、是等の當事者が他と再婚しても、眞の愛を見出し得ることがあらう。けれど、自由戀愛による結婚者の場合、それが一旦破滅した以上、再び、

より以上の愛を味ふことは到底不可能である。

以上、私は未だ子女なき夫婦関係の破滅の場合を想像して、例外的に離婚し得る場合あることを認めたのであるが、既に子女を設けた夫婦に對しては、もし夫れが自由結婚の場合でないにしても、絶対に離婚の自由を認めないのである。

自由結婚の場合に於ては、子女の養育に關する責任をも自覺して結婚し居るべき筈のものであるから、當事者が、假令如何なる離婚の理由を認めたとしても、第三者なる子女に對して、其兩親たる関係を破壊する自由は持たないのである。結婚は單なる男女當事者二人の關係ではない。結婚は社會的のものである。彼等は其間に設ける子女に對して養育の義務を負ふ。此養育の義務は單なる生活資料の供給のみを意味するのではない。彼等は父として、母として、精

神的に子女の指導者教育者たるべき責任を持つてゐる。故に、夫婦當事者間のみの理由によつて、夫婦関係を破壊し、爲めに第三者なる子女に悪感化悪影響を及ぼし、且つ親の愛の缺乏に因りて、子女の人格的生長の可能が阻害されたる場合、それは由々しき大罪惡である。されば、夫婦關係の破滅によつて、第三者に累を及ぼさない場合に於てのみ、離婚の自由は例外的に認められ得るけれど、第三者に累を及ぼす場合には絶対に其自由なきものと自覺せねばならぬ。

自由結婚によらず、當事者の意志を自主的に行使しないで結婚した場合にも、子女が出来た以上、離婚の自由なしとは、少しく苛酷の要求であるかも知れない。が、既に子供が出来た以上は、其子の愛に對して、親たる當事者は離婚の自由を放棄したものと推定せねばならない。世に親なき子供ほど憫れなものは

ない。況して其親が離婚によつて、親でありながら親と稱することの出来ない悲劇に陥つた子女ほど憐れなものはない。若し斯る親達が夫婦関係を破壊せんと思ふ場合に、眞實、其子に對する愛情の責任を自覺したならば、如何なる痛苦を忍んでも離婚の非常手段に訴へて自分だけの平和を貪るやうな處置に出づることは出来ない筈だ。子女の爲めに隠忍すると云ふ覺悟があつたならば、破綻しかけた夫婦関係は何時の間にか調和を見出すことが出来るに至るであらう。故に私は子ある夫婦には離婚の自由を認めないことが、倫理上當然の要求であると信ずるのである。

要するに夫婦は、外的に強制されることなく、自發的に離婚の自由を放棄することによつて、結婚生活を神聖にすることが出来る。而して、夫婦の情愛がよし破綻に臨んでも、之を調整して愛の永遠性を樹立することにより、各自の

人格に統一を見出し、且つ品性の光輝を耀かし得るであらう。

第十五章 日本婦人の覺醒

一 世界の改造と婦人の責任

七百萬の人を殺し、五百萬の人を不具者となし、十億噸の船を失ひ、三千億圓の財を滅ぼし、其他有形無形、計り知られぬほどの犠牲を拂つた歐洲の大戦争は既に一段落を告げた。而も是れだけの犠牲を拂つた古今未曾有の世界大戦争は人類の文化に何物を齎らしたであらうか。私は其齎した害毒は効果に勝りて遙かに莫大なるものであると信ずる。戦争は畢竟濫費だ、罪惡だ。然し、世界大戦争の結果は損害のみではない。其損害が空前のものなりしだけ其効果も空前のものであるかも知れぬ。否、少くとも此世界的大災禍を轉じて世界的大

祝福の動機たらしむべきである。

吾等は過去を顧みて徒に戦争の悲惨を嘆いてゐるべき時ではない。吾等は將來に生きねばならぬ。將來に生きんとする吾等は戦争が促した世界改造の機運に乗じて、吾々の生活を改善せねばならぬ。今度の戦争は世界改造の原理として民本的人道主義の標語を吾等に與へた。それは階級主義、武斷主義、専制主義、帝國主義の國々に對して、平民主義、平和主義、民本主義、世界主義の國々が勝を制したからである。又そは貴族的專制的な戦争でさへも民衆の力を藉らなければ有効に遂行することは出来ないことを示したからである。然り、今次の大戦争は民衆の力を認めさせた。労働者の社會的貢獻を自覺させた。又婦人の能力が男子の夫れに劣るものでないことを證明した。斯くて民衆は過去數千年間の階級的壓迫から眼覺めて來て、自分の生活は自分で考へ、自分で處理

して往かねばならぬと云ふ自覺を強よめた。勿論、人間は社會的にしか生活は出来ないものであるから、自分の仕事を自分で處理すると云つても、全く他人の手を借らぬことを意味するのではない。孤立は自己の滅亡だ。吾等は社會的相互關係に於て生活してゐる。只自分の生活を營むに自主獨立の精神を以てし、自から自分の生存義を創造して生活すべきであると云ふに外ならぬ。

世界改造の原理は民本的人道主義である。民本的人道主義とは要するに、各個人が其獨自無双の天分を無限に發揮し、クリストの教へた所謂「汝自からを愛する如く汝の隣人、即ち全人類同胞兄弟を愛する」愛の人格を建設することを以て人生の目的とし、且つ此目的を遂ぐる爲めに、各個人に平等の機會を與へんとする道義的要求である、主張である。一言にして盡せば個性の人格的發展の爲めに均等の機會を與へよと絶叫するのである。

斯る改造の原理に基き敵の國も味方の國も着々として改造されつゝある。現代の國家に於て専制政治の頭目なりしドイツは民本的の共和政治を採用した。是迄他國に隸屬してゐたチェツク人やポランド人の民主國が勃興した。ロシアは民本主義を履き違へて今や悲むべき苦悶の底にあるけれど、早晚復活し來つて眞に民本的の社會を建設するであらう。其他聯合國に於ては戦争防止の爲めに國際聯盟の企てが其歩を進め、世界の國々を民本的平等の待遇を以て相聯絡し、國際の問題を及に訴へず、智慧に訴へて處決する方法を講じてゐる。此國際聯盟によつて直に軍備全廢とはならぬかも知れぬが、徴兵廢止だけは慥かに行はれ、國民は外から強制されないうで自發的に國家に忠節を盡すべしと云ふ主義は實行されねばならぬと思ふ。又我が日本に於ても此民本主義に基いて社會を改造すべく、普通選舉の運動や、労働組合の設立や、國民教育の擴張や其他

色々な民衆運動が盛んならんとし、ある。日本は最早東洋の日本ではない。世界の日本である。世界の日本である以上、吾等は世界改造の運動に参加して、日本の社會を改造せねばならぬ。日本の社會を改造するには國民各自が自己の本分を自覺して、各自が自主的に此改造運動に貢献せねばならぬ。されば婦人も男子と同様、此新機運に眼覺めて、日本の社會を改造する責任と光榮とを擔はねばならぬ。

二 婦人參政權の主張

日本の社會は是迄國民の半數なる男子の社會であつて、他の半數なる女子は度外視されてゐた。近頃普通選舉論が稱へられて、國民一般に參政權を與へよと主張するやうになつたけれど、其所謂國民一般とは男子に限られて、婦人參

政權を含まないものが多い。これはやはり日本の社會を以て男子の社會と見る因襲に囚はれてゐるからだ。私は主張する、日本の婦人にも男子と同等の參政權を與へよと。それは單は婦人の個性を尊重すると云ふ點からばかりでなく、國家生活の能率を増す上に於て必要のことである。米國の黒人が奴隸として使役されてゐた時代と、今日自由市民としての生活と、其社會に奉仕する能率は甚だ大なる違ひである。日本の女中は能率が低い、それは自主自發的に働かせられないからだ。日本の婦人は主婦としても母としても又労働者としても能率が低い。それは是迄男子に奴隸扱ひされて服従道德を強ひられ、自主自發的に積極的な活動が出来なかつたからだ。日本は是迄國民の半數なる三千萬以上の婦人を奴隸視し、却て國家生活の能率を低くして、大なる損害を受けてゐたのである。婦人參政權は單に個性の權利を伸張させるばかりではない。婦人にも

男子と同様、國家生活に對して自主自發的に奉仕すべき責任を分擔させんが爲めである。婦人の國民的能率を高めんが爲めである。

英國では戦後六百萬の婦人に參政權を與へた。米國では早くから婦人は參政權を得てゐた。而して此參政權の結果は今回全米國を通じて絶對禁酒案を議會で通過させた。米國は實に世界最初の禁酒國たる名譽を贏ち得たのである。それは婦人參政權の結果だ。婦人は殆んど酒を呑まぬ。只酒を呑む男子の爲めに家庭を蹂躪され、婦徳を傷けられるだけである。されば婦人全體が禁酒に賛成し、外に幾分か男子の賛成者を得れば大多數の投票により禁酒を實行させることは容易である。私は同様のことを日本の婦人に要求する。日本で將來禁酒案が出た時に、婦人は前以て參政權を得て置いて、私共男子の禁酒黨と共に禁酒を可決させねばならぬ。斯く婦人參政權の力に依つて廓清せねばならぬ社會的

此等論述は... 以下論述は... 論述は...

參政權を與ふれば、かのだらしない非衛生的な男子の惡習なる喫烟を禁止し、日本全國貫の耕作を撤廢し、輸入を禁止することが出来る。私は此點に於て、日本は寧ろ米國に先鞭を着け、禁酒と共に禁煙を實行すべきであると思ふ。是れ婦人の覺醒を促かす必要ある所以の一つである。

今一つ大なる社會的罪惡は遊廓の存在である。是れも婦人矯風會などで手を盡してゐるけれど、容易に撲滅が出来ない。それは、やはり日本の政治が男子の獨占する所となつてゐるからである。一體、遊廓の存在は男尊女卑の國にのみ可能で、男女同權が社會的に認められた曉には、遊廓は一日も其存在を保つことは出来ない。男子の爲めに女娼を弄ぶ遊廓が必要であるならば、男女同權の國では女子の爲めに男娼を弄ぶ遊廓を設置すべきだ。若し自分の妻が男娼を

蓋本國政論... 人民の國家の政治... 人民の政治... 兩性... 政治... 社會... 地位... 相... 政治... 社會... 地位... 相... 政治... 社會... 地位... 相...



弄ぶと聞いて身震ひする男子あるが至當であるならば、自分の夫が娼婦を弄ぶを見て身震ひする婦人のあるのが當然であつて、婦人に貞操を要求する社會では、同様に、又同様の程度に於て、男子の貞操を要求せねばならぬ。されば婦人の貞操を全ふする爲め男娼を弄ぶ遊廓の存在を認めざる以上、同様の理由に依り、既婚と、未婚とを問はず、男子の貞操を全ふさせる爲に、日本全國を通じて遊廓を撲滅せねばならぬ。遊廓は婦人の侮辱である。そは婦人を奴隷視し機械視する極惡非人道の制度だ。我等は世界文明國の一員として一刻も早く此汚辱より免れ出でねばならぬ。是れ婦人參政權の必要なる一理由である。

三 家庭的天職の自覺

然し、婦人が參政權を得て、社會運動に従事するよりも、一層有効な、一層

實質的な婦人の職分は家庭の改良である。此世界的改造の機運に臨みて、殊に日本婦人の盡すべき責任は家庭の民本化である、日常生活の改善である。日本の所謂新らしい女には屢々家庭を輕蔑して、婦人を家庭より解放せよと叫び、社會に出て活動することを以て婦人の個性を發揮する所以だと誤解してゐる者がある。婦人界の先覺與謝野晶子氏さへも、男女の性別によつて其天職を異にするものに非ずと揚言し、婦人も男子と同様な政治や經濟の活動に従事すべしと主張してゐる。私は必ずしも此主義に反對する者ではない。婦人も男子と同様參政權を得、又經濟上にも男子の職業と同様の職業に従事し得べきことは勿論である。されど、男女の性別は先天的のもので、如何に男女對等なる民本的の社會でも男子が婦人と同様に子を産み子を育つることは出来ない。それと同様婦人では出来ない男子の仕事が幾らもある。然し、それが爲めに男子の職業

は高尚で、婦人の職務は卑しいと云ふことは出来ない筈である。

一體、所謂新しい女達が家庭を輕蔑するのは、是迄日本の家庭は男子の専制王國で、婦人は奴隸の如く、妻は高等下女であり、母は子守女たるに過ぎない、至極みじめな境遇に在つた反動としてでもあらうが、今一つは彼等が家庭に於ける職分の神聖なることを自覺してゐないからである。即ち婦人は家庭内に於て男子が家庭外に於てなし能ふ何れの職業よりも、一層高尚なる天職を持つてゐることを悟らないからだ。

クリスト教は何を教へる？。クリスト教の根本精神は社會を家庭化することである。家庭は凡ての社會制度の内最も神聖なるものなるが故に、一般の人類社會を家庭化するは社會の神聖化である。而して社會の神聖化は即ち宗教の職分である。クリスト教は神様を天の父として吾等人類を同胞兄弟と見る。これ

イエスの教の根本義であつて、吾等が家庭に於ける親子兄弟の清い美しい愛情を以て一般社會を家庭化し、神聖なる愛の關係を以て社會生活を潔めよと教へるのである。

神聖なる家庭的愛の關係を以て社會を家庭化し、愛化し、神聖化するのが、吾等の本分であるならば、吾等は先づ第一に家庭を神聖化し、家庭をして愛の主國たらしめねばならぬ。而して家庭を愛の王國たらしむるは男子よりも寧ろ婦人の職責である。男子は生來理智に長けてゐるけれど、愛情の艶かなる點に於て連も婦人に及ぶ者ではない。婦人は愛に於て獨特の地位を占めてゐる。婦人は妻として夫に愛を教へ、母として子女に愛を教ふる教育者である。男子の家庭に於ける職分は自分一代限りなるに反し、婦人は二代に跨つて、即ち同代の夫と次代の子女とに對して愛の學校に教師たる天職を持つたものである。

男子が外に出で、經濟的活動に従事し、或は資本家として、或は工場主として、或は勞働者として、或は商人として、諸多の社會關係に幾分にも愛を實行することの出来るのは、凡てそれ家庭に於て學んだ處を應用するに外ならぬ。又男子が政治界に入つて官吏となり、議員となり、或は其他の公吏となつて、國民同胞に對し愛を及ぼして往くことの出来るのは、凡てそれ家庭に於ける愛の賜である。實業家でも政治家でも、眞に社會に貢獻し得る人は必ずや清い美しい家庭を持つた人でなければならぬ。されば家庭は愛の源泉として、愛の學校として、此家庭に主婦たる者は男子の政治的活動よりも、經濟上の事業よりも遙かに勝れて高尚なる使命を持つたものと云はねばならぬ。

家庭を愛の學校たらしめるは婦人の天職である。婦人にして此天職を自覺する者は、其高尚なる使命を棄て、何んぞ政治界や經濟界に飛躍せんと願ふこ

とがあらう。婦人は家庭より解放されるのではなく、家庭にあつて、家庭を改造し、家庭を愛の王國たらしむる責任と光榮を誇りとすべきである。

四 家庭の改造と民本化

婦人が家庭の仕事を切廻はし、子女教育の任に當ることは、所謂内助であつて、椽の下の力持ちで、男子が外に出で、政治界や實業界や思想界に雄飛してゐる燦爛たる功名に及ばぬのであるから、婦人と生れたことは實に馬鹿らしいことだと思ふ人がある。然し是れは軍人の花々しい戦場の功名の方が、拮据營々、粒々辛苦の汗を流してゐる農夫や勞働者の仕事よりも國家に盡す所が多いと云ふのと同じである。私は云ふ、そは反對で、日々怠りなく自分の職務に勤勉なる農夫や工夫の方が、十年に一度或は廿年に一度ある戦争に偉勳を奏した

軍人よりも、遙かに偉大なる奉仕者であると。これと同様、椽の下の力持ちなる婦人の家庭的努力は大臣宰相の政治的勳功に優るとも決して劣るものではないと信ずるのである。單に人目を曳いて、世に名譽を博することが、眞の社會奉仕ではない。我等は實質的に社會に奉仕することが出来れば、名譽名望の如きは敢て之を求むる必要はないのである。もし若い婦人にして有名になりたくば家庭に入らず、松井須磨子の如く女優になつたがよい。女優になつて、もつと有名になりたければ、他の良人を盜むがよい。そして尙一層有名になりたければ、赤い紐で頸を縊くるがよい。

此世界改造の機縁に際會して、殊に日本婦人の爲すべき任務は、男子で出来ない婦人獨特の天職たる家庭の改造である。是まで男子の專制治下にあり、男子獨りの王國であつた日本の家庭を眞に婦人の王國たらしめねばならぬ。これに

は敢て外的に婦人の權利を政治上から保護伸張して貰ふ必要はない。婦人自身の努力によつて、實力を發揮し、家庭をして眞に彼女の愛の下に統一されたる清き美はしき人間の社會たらしめねばならぬ。

米國では女尊男卑と云はれるほど婦人の地位が高く、婦人が一般に尊敬を受けてゐる。米國の婦人は眞の意味に於ての主婦だ。彼女は家の頭である。男子は亭主でなく妻の愛に生きてゐる家庭の一員である。子供等は父を恐れず、却て母の威嚴に服してゐる。これ畢竟母は子女の教育者として、家庭上の地位が夫よりも高いからである。斯の如く米國の家庭が婦人の王國たるに至つたのは、必ずしも男子が謙遜して家長の地位を妻に譲つてくれたからではない。男子は何時も我儘で容易に家長の地位を譲るものではない。それは畢竟米國の婦人が自から努力して、自分を啓發し、自分の人格を磨き智慧を發達させて、段々家

庭の實權を握るやうになつたのである。勿論今でも表面上は男子が家長であるけれど、米國の家庭は實際上婦人の支配に屬してゐる婦人の王國である。

婦人が是れだけの地位に達するには先づ教育が必要である。米國の家庭では男子は中學出身で、婦人は大學出身の人が珍しくはない。教育ある婦人は男子の侮りを受くことが少ない。日本でも教養ある婦人は男子以上に尊敬を受けてゐる人が幾らもある。今後の日本の家庭では女學校出身位では妻たり母たる資格が充分だとは云へない。必ず大學教育を受くる考でゐなければならぬ。勿論政府が男子のみの大學を擴張して、婦人の大學を一つも建てないのは間違ひである。宜敷帝國大學でも早稻田でも慶應でも婦人に解放して、彼等の自由入學を許さねばならぬ。假令今早急に男女共學の大學が出来ないにしても、既に女子大學及び同等の學校か幾らもあるのであるから、婦人自身の心掛け一つでは、

高等教育を受くるは決して困難ではない。

家庭を民本化して妻と夫と同格の朋友たらしめようとするれば、婦人も男子と同等なる修養的教育が必要である。夫婦の間に甚しき教育の差等があつては、一方は他方の相談相手となることは出来ぬ。夫婦同格の友達でない家庭は專制的の家庭である、非民本的の家庭である。又婦人は母として子女教育の任に當るべきものなるが故に、夫と同等或は夫以上の教育が必要である。母に教養なくして子女の尊敬を受くることは出来ない、又適當に彼等を教育することは出来ないのである。女學校を出た位ではまだ一人前の人間ではない。まだ肉體的にも精神的にも成熟したものではない。廿前後の婦人が家庭に入つて直に人の母となるは罪惡である。自分で母たる資格なくして母となるのは、罪惡でなくて何であらう。

若し進んで高等教育を受くることが出来ない人であるからとて、徒に親の脛を喫つて牡丹餅が棚から落ちて來るのを待つてゐるやうに、嫁入り口の降つて來るのを待ち受くべきではない。女學校出て三年や五年は何か職業を求め働くべきである。職業は單に經濟上の事柄ではなく、人格修養の手段である。一體、日本の婦人は經濟的獨立を保つてゐないから、男子に付け込まれて割の悪い結婚をするのだ。自分で稼ぎ溜めた財産がないから、自分自身が賣物にされるのである。お嫁に往くにも夫の財産を便りにしてはならぬ。妻は夫の家に入るのではなく、夫と共に新家庭を造る。新家庭を造るには夫婦出し合せてなければならぬ。米國の婦人が家庭で勢力があるのは、結婚前に既に相當の資産を自分で稼ぎ出し、結婚しても夫に寄食するのではなく、夫と共に生活する覺悟をしてゐるからである。

五 日常生活の單純化と婦人の修養

以上は寧ろ家庭に入る前からの家庭改造の準備であるが、家庭に入つた後の改造的努力は勿論それよりも一層大なるものでなくてはならぬ。男子も同様であるが、婦人は妻として母として常に修養を怠つてはならぬ。人間の教育は學校だけで夫れでお仕舞ではない。家庭に在つて常に修養せねばならぬ。夫の地位が進むに従ひ、子女の生ひ立つに従ひ、妻たり母たる人の修養は男子の夫れにも優して一層大なるものあるべきを覺悟して居らねばならぬ。然るに日本の今迄の家庭では家婦は日常の生活に追はれて少しも修養の時間を與へられてゐない。臺所や家の掃除や針仕事に全く終日の時間を取つて婦人に修養の機會を與へない。私は永く米國にゐたので、米國の婦人が如何に家事の振捌きに上手

であるかを感じしてゐるものである。日本では一寸した家では女中を置いてゐるけれど、米國では中流の家庭には普通女中は居ない。私の知れる大學教授の家庭で女中を置いてゐる處は殆んど例外である。子供の一人二人ある位、奥さんが女中置かず一人でやつて居られる。米國の婦人が尊敬されてゐるのは實際家政を切り捌く實力があるからである。

日本の日常生活では、飯を焚くにも衣服を仕立るにも頗る原始的で、何千年來殆んど何の改良も加へてない。これこそほんとに『神ながらの道』を守つてゐるのかも知れぬ。西洋では麥を其儘煮て食ひはせぬ。麵麩に作つて食ふ。原始時代の煮麥が麵麩になるまで、どれだけ改良されてゐるか分らぬ。然るに日本では昔も今も變らず煮米を食つてゐる。毎日三度／＼米を一軒／＼別々に煮る爲めに、どれほど勞力と燃料とを浪費してゐるか分らぬ。西洋の婦人は昔から

斯様な日常の衣食住に關することに智慧を絞り、科學的知識を應用し來つたから、今では餘りに勞せず、又澤山の時間も費さずに家政が出来るやうになつた。従つて修養の時間が充分であるから益々頭が發達する。頭が發達すればするだけ、それを家事に應用して往くから家の仕事は益々簡便となり、修養の時間が益々多くなる。従つて男子に劣らぬ様に智徳を研くことが出来るのである。

私は米國の家庭生活を打眺めて、それが羨ましくてたまらぬ。日本の社會を改良するには先づ家庭を改造せねばならぬが、家庭を改造するには婦人に修養の時間を與へねばならぬ。修養の時間を與ふるには米國の家庭に於けるが如く、日常の衣食住を簡單にしてやらねばならぬ。これは婦人ばかりの責任ではなく、男子も同様に努力せねばならぬことであるから、私は自から卒先して日常生活の單純化を實行する積りである。先づ日本服は洗濯や縫針りに面倒であるが、

洋服は一切左様な必要がないから私は日本着を用ひない。又日本の疊敷は朝夕二度位掃除しなければならぬが、西洋風の板張は一週間に一二度一寸掃除すれば奇麗である。これも婦人の手を取らぬ便法であるから、私は板張りでベッドの上に寝る。日本の衣食住、少くとも衣服と住居に就ては徹底的に改良を施さなければ、婦人は何時までも家事に繋がれて修養の餘裕なく、従つて婦人の地位を高むることは出来ないと思ふから、私は徹頭徹尾板張の家に住み、洋服で暮らす積りである。處で私は婦人方にも御願ひする。なるべく袖の長い不便極まる日本服を棄て、簡便質素な洋服を着け、疊敷と兩戸の家を廢して板張りに靴を穿いた生活をして貰ひたい。家庭に入らば夫に推めて家を改造し、衣服を改良して生活して貰ひたい。

家事を改良して簡便にするは單に家庭内の便益のみではない。西洋の家庭に

於けるが如く、家事が簡單であれば、婦人は外に出て働くことも出来る。今迄國民の半數なる男子のみが主として經濟上の活動に従事せしに反して、家事が簡單になりし爲め婦人も外に出て働くことが出来れば、一層國富を増加する國家の利益ではないか。單に富の問題ばかりでなく、精神的の活動、社會改良事業、教育事業などにも益々婦人の活動の舞臺が廣くなつて來るのである。されば日本の婦人は西洋の婦人よりも一層の努力を以て、先づ日常生活の改善と單純化を計り、以て家庭を改造せねばならぬ。

家庭の改造は勿論單なる物質的改良の問題ではない。常に此物質的改良を指導する根本精神がなくてはならぬ。其根本精神は即ちクリスト教的愛の精神である。婦人は愛の權化である。然し凡ての愛が社會を幸ひするものではない。盲目の愛は却て社會に害毒を流すものである。吾等の愛は智慧の光りに輝いた

清い美しい愛でなければならぬ。これ家庭をして眞に天國たらしめるもので、斯る清い美はしい愛のある所、沙漠の伏屋も金殿玉樓となるのである。婦人は先づ斯る愛の女王なることを自覺し、是を家庭生活に實現することに於て、男子以上遙かに高尚なる且つ光榮ある天職を持てるものなることを自覺し、是まで男子の天下であつた日本の家庭を民本化し、之を婦人の王國となし、愛の學校となし、妻として、又母として、清き愛の教師たる責任を全ふせねばならぬ。

第十六章 男子貞操論

一 家庭の紊亂と婦人の要求

君と我れ二本の木の立つ如し、黙しあうのみ、唯だ並ぶのみ

と云ふ和歌を讀みて、それが家庭の不和に煩悶せる自分の現状を如何にもよく表現せるに打驚き、『松の大木にからむ蔦蔓の優しき床しき風情もなく、只二本の木が立つてゐるだけです』と述懐した一夫人に就ての記事を讀んで、私自身近頃痛切に感じた一事を書かずに居れなくなつた。私は幼時郷を去つて東京に遊學し、又米國に渡つて、歸來十七年振りに初めて郷里に歸り、只二日間滞在した。此二日の滞在中私は終生忘れ得ない、今も尙不絶私の腦裡に道うてゐる悲劇

を實見した。それは米國に在る姉の幼時の友なる一婦人の事である。此婦人の良人は私が小學時代お爺さん仲間に這入り發句など呻つてゐた時代の俳友である處から、先づ第一に此人を訪問した。宅を訪へば二人共居ない。主人は『券番』にゐると云ふことで、券番なる處に往つた。十七年前、相愛した戀女房と夫婦共稼ぎで、些やかな店を經營し、車力を挽いて四里の遠道を地方の大都會まで仕入に往つたりした、あの甲斐々々しい労働服にくすぶつた若い俳人が、今や四十面した羽織姿で、ざればみた、艶かしい券番の書記とやら、主人とやら。私は今昔の感に打たれて茫然自失、碌に口も利けないで歸つて來た。

其夜、其人の宅を訪問した。又留守で、其次に往つた時、年増の婦人が年にも似ず皺だらけで、不意に歸郷した私を迎へて直に涙を翻し、何も云はずにもぢくしてゐる。只『あゝ嬉れしい、何と云つてよいか分らん、ほんに夢のやう

な』と田舎言葉で聲を震はし、涙ばかり流してゐる。私も晝見た、あの券番の主人の風采を思ひ浮べて涙滴るを禁じ得なかつた。私は夜更けまで、此人の身上話を聞いた。『先程居なかつたのはどうしたのか』と聞けば『あれは券番に往つたの、其女が私に着物を造れとて反物を送つてくれたけれど、そんなもの欲しくないから、戻しに往つたの』だと。最愛の良人を奪つた券番の藝妓奴、着物ぢやない、反物ぢやない、さあ、良人を返へせ、愛人を返へせ、と此哀れな憔悴した婦人が夜叉の様に髪打ち亂だして、小さい靈の奥底から、阿鼻叫喚の悲鳴を擧げてゐるかの如く、ぼかんと何物か私の胸裡に打ち込まれた。私は夜更まで話したが遂に主人は歸らぬので、彼は何時頃歸るかと聞けば、一時か二時か、券番の用が済んでから、偶には歸らぬ時もあると。

私は久し振りに古き友人の家庭を訪れて、真先に此悲劇を聞かされ、此婦人

を如何に慰めてよいか分らなかつた。私は白状する、海外にまで足踏み出して十数年も勉學した上、此惱める無學な田舎の一婦人に對し、何等力ある慰めの言葉さへ與へ得なんだ私の腐甲斐なさ、今更恥かしくてたまらない。顧みて誠に汗顔の至りに堪へない。但し、其時、私が第一に言ひたかつた事は「そんな男は棄て、しまひなさい。妻の人格を蹂躪した良人は良人たるの資格なき者、直に棄て、しまひなさい」と云ふ事であつた。だが、其良人を棄て、此婦人は何とする？ 實子は無いが、小學卒業する位の養子が居る。離婚しても兩親なき此婦人が、此子と二人で正直な生活が出来るか知らん。正直な實直な婦人だから、私は東京にでも連れて来て、女中奉公にでも周旋してやつた方が却て幸福ぢやないか知らんと思つた。でも、夫なき寡暮しの婦人、而も其良人は現に他人のものとなつてゐる婦人が果して幸福に暮せるか知らん。

此婦人は今良人の不貞を憎んでゐる、そは勿論の事だ。私は此二人の若い時のロオマンヌまで知つてゐるから、尙更いぢらしくも感じられた。此婦人は云ふまでもなく、良人の不貞操を憎んではゐるが、それだけ良人其人を憎んでゐるか知らん。是れが問題である。

木曾殿と背中合せの寒さ哉

『只二本の木が立つてゐるだけです』と啣つ婦人の胸中には、不貞の良人を一撃の下に斥けて、直に里方に歸る勇氣があるか知らん。いや、此勇氣が果して日本婦人に、否な、世界一般の女性に期待し得られる勇氣か知らん。又當然吾等が凡ての女性に期待すべき勇氣か知らん。

二 偉大なるかな女性の愛

否々、此勇氣なき所に却て女性美の偉大なるを示してゐるではあるまいか。彼女はボルシェヴィキの様な過激派ではない、保守派であらう。積極的でなく退嬰的であらう。而も彼女は破壊的でない、建設的である。彼女は母體を裂いて犠牲的に子孫の永續を計るべき本然自然の天職を持てるやうに、凡てのものを破壊せず、只圓滿に生の充實を圖らんとする者である。斯る天性を享けた女性がどうして輒く一撃の下に良人の不貞を斥け、彼を蹴飛ばして里方に歸ることが出来よう。彼女の偉大なるは執着心だ。彼女は愛を生命とし、愛に執着して何物をも恕す。良人の過去一切の罪を許す。只現前刻下一と思ひに、其不貞操な關係を切斷してくれさへすれば、何もかも彼れの前非を宥すのである。

男子は婦人の二心を見て直に彼女を容易に棄て得るほど淺薄な者が多い。されど婦人は飽くまで良人に執着して、只其罪を憎むも其人を憎まず、如何にも

して昔の若々しい愛に歸らしめようと努力する者である。噫此女性の執着心、女性の愛の偉大なること、到底吾等男子の及ぶ所ではあるまい。

三 婦人の離婚權を伸張せよ

『松の大木にからむ蔦蔓の床しき風情もなく、只二本の木が立つてゐる』だけの愛情なき夫婦關係は偽善である。何故に潔く自決しないのであらう。婦人矯風會から、蓄妾其他男子の不貞を理由として婦人に離婚權を認めたる法案を屢々議會に提出してゐるさうであるが、これは甚だ望まじきことである。妾を蓄へたり、妓女に戯れたりする有婦の夫は正しく姦淫罪として法律に諮ひ、又其他の事に因り妻の人格を蹂躪した夫に對して、妻は堂々と離婚の訴訟を提起して、彼に離婚を宣言し、夫は離婚する婦人に終生扶持料を支辨し、又は一時に生活

費に充分なる年收ある財産の分配を法律で命令すべきではあるまいか。これ男子の貞操を確保し、婦人の人權を擁護する一策であるからだ。

嗚呼されど、斯る法律が制定されたりと假定するも、婦人にして（殊に日本婦人にして）夫に對し離婚訴訟を提起し得るもの果して幾人あらう。彼女の要求は離婚ではない、良人の貞操である。彼女の要求は財産ではない、良人の愛である。彼女は法律に訴へてまで家庭の平和を破るべく餘りに従順であり、餘りに道徳的である。女性の愛は法律によりて左右さるべく餘りに偉大であり、餘りに神聖である。彼女は只『二本の木が立つてゐる』ばかりの生涯であつても、尙之を續け行き、何時か『蕙蔓の床しき風情』が生ずるならんと、最後まで堪へ忍ばんとするものである。私が郷里の二日目の夜、『翌朝早く東京に歸りますから』と別辭を述べに往つた時、其婦人が私に縋り付いて泣いた。私は幼

時に別れて以來此人には年賀狀すらも碌に書いたことがなかつたのに、今尙斯の如く此人は熱烈なる友情を以て私を送迎してくれるのか、此人があの不貞操な夫を棄て得ないのも實に茲にあるのだと思ひ、今此人を後ろにして飛び去る私は、自分ながら自分の薄情を嘲らざるを得なかつた。同時に、女性の愛の偉大なるに打驚き、斯の如く貞節な婦人の愛を蹴飛ばして、妓女にたわけてゐる其亭主を顧みては、むら／＼と憤怒の念が湧き上り、『え、此馬鹿者奴、これで死ぬつ！』と、出刃庖丁を餞別にしたかつた。

出刃庖丁！ 噫、出刃庖丁！ 私の出刃庖丁はやはり男子の破壊本能を反映したものに外ならぬ。彼女の願は出刃庖丁ではない。良人の死ではない。生である、復活である。汚れた肉慾の生活から靈的に復活して、彼女の美はしい、單純な愛の懷に歸り來らんことである。彼女は彼が過去一切の罪を輒く宥恕す

るほど寛大である、只彼が前非を悔いて彼女に歸りさへすれば。女性の愛は誠に神様の夫れの如く尊い。

四 婦人以上の節操を男子に要求せよ

世のあらゆる男子は仰いで汝自身に睡させよ。汝等が男女道德律を各別にし、て婦人へのみ貞操を強要したのは、社會道德の自殺を促がす惡習だ。野蠻時代の惡遺産だ。家系を重んぜし家族制の時代に於て、生物發生の科學的知識を持たなかつた時、洋の東西を問はず、『婦人の腹は借り物』だと云つて、産兒は只男性のみの種であり、女性は只其種子を培養するのみと思ひ、婦人の不貞は他家の胤を宿して我が家系を冒瀆するものと思つてゐたのである。斯くて婦人へのみ貞操を強ひたのは、女子の人格を無視して賣買結婚をなし、婦人を一個の

財産と視てゐた時代にのみ可能なる道德であつた。今や婦人の能力は男子に劣るものでないことが認められ、男女同權にして同等の社會的地位を占むべきを主張するやうになつた今日の社會に於ては、嘗て男子が女子に要求した貞操と同様の貞操を男子に要求すべきである。されば男子の特權として妾を蓄へ、妓女に戯れることを公然社會が默許してくれるほどならば、婦人にも同様、婦人の特權として、公然男妾を蓄へ、男妓に戯れることを許して貰ひたい。斯く言ふ私の言葉が餘りに突飛だと思ふ男子は、直に以て自身で何の罪惡とも思はぬ男子の公々然たる不貞が、婦人に採りては同様に突飛な、否な、最大最極の罪惡なることを覺らねばならぬ。

更に一步を進めて、私は男女の貞操標準を同一にする以上に、男子の方が一層嚴格に貞操なるべき道德上の責任ありと思ふ。茲に三菱家の財囊から盗みし

泥棒と、萬年町の住人から同額を盗みし泥棒ありと假定せよ。法律上の罪を構成するには兩者少しも違ひないかも知れぬが、道德上に於ては、富者の金を盗むより貧者の金を盗む方一層大なる罪惡である。私は婦人を貧者に譬ふるのではないが、婦人は破壊的でなく、保守的、建設的であつて、如何なる良人の不行跡すらも一旦改むれば之を恕して、平和な家庭を營まうと云ふ偉大なる愛情を湛へてゐるものである。男子にして容易に真似の出來ない此女性の愛の寛大に甘へ、附け込んで、或は之を感賞することが出來ないで、不貞の行動を敢てする者あらば、そは婦人の不貞なるよりは遙かに大なる道德上の罪惡である。されば、私は社會が男子に對して却て峻嚴な道德の標準を以て彼れに貞操を要求すべきことを主張するのである。

五 遊廓の存在は男性の侮辱なり

私は米國人から嘗て『日本では遊廓を政府で經營してゐるさうですね』と問はれて、赤面したことがある。政府で免許を與へ、檢徴を行ひ、又遊廓保護の爲め私娼を撲滅せんなど嘗て努力した處を以て見れば、日本の遊廓は一種の官營事業たるを失はぬ。官營私營の如何は兎も角も、公然遊廓を存置せる日本の都市は、啻に女子の人權を蹂躪せるばかりでなく、同時に男子の品性を侮辱したものである。否な、進んで、國民全體を凌辱せるものである。旭日の國旗に糞土を塗つたものである。

私は常に思ふ、遊廓に通ふ男子は強姦以上の罪惡を犯せしものであると。強姦は勿論口にするだに厭はしい人道上の極惡である。但し、そは遊廓に通つて

このそりと金銭の手段により、何物にも換へ難き婦人の貞操を蹂躪する男子の卑劣な犯罪に較ぶれば、もつと男らしい罪惡である。強姦を口にするだに恥とする社會は直に以て遊廓の撲滅と藝妓制度の廢止を決行せねばならぬ。

私娼の存在は國民道德を破壊するけれど、其道德の標準までも破壊するものではない。然るに政府が公認した遊廓の存在は實際道德の破壊と共に、其道德の理想を低下し、國民をして男女道德に低能兒ならしめる人道上の大罪だ。政府は私娼の存在を認めて一罪を犯し、遊廓を公認して二罪俱發の責任を免れることは出来ぬ。否な、遊廓の公許は即ち政府が國民道德の低下を國民に命令する教唆罪として尙更恕すべからざる數罪俱發の大犯罪と云ふべきである。

六 婦人の自覺

男子の節操を婦人のそれ以上たらしめるには、婦人もそれだけの自覺と抱負と責任とを感ぜねばならぬ。これまで日本の家庭は男子の王國であつて、婦人の王國ではなかつた。これは勿論男子が惡い。婦人をして家庭の女王たらしめなかつたのは、男尊主義の迷妄に出でたるは云ふまでもないが、婦人も更に努力して、一家の女王たるべき愛の王國を茲に建設する責任を感じ、抱負を持たねばならぬ。婦人は決して自らを卑めず、自分は家政を司つて次代の國民を作り、子女の人格を教養することに於て、男子以上遙に偉大なる天職を持てることを自覺し、家庭生活を支配するだけの意氣と覺悟がなくてはならぬ。

第十七章 廢娼論

一 男女對等の社會

復興の帝都に遊廓の再興を許可する勿れ。又この震災を機縁として全國的に廢娼を斷行せよ。これ我等侮辱される國民の衷心の叫びだ。然り、そは彼等女性之の屈辱であり、奴隸化であり、吾等男性の侮辱であり、野獸化であるからだ。

或る一女性は論じて曰く、未婚男子の性慾を満足さす爲めに遊廓は已むを得ない制度であるが、藝妓制度は既婚男子の家庭を紊亂するものとして、之を撤廢せよと。愚なるかな此議論。金錢を以て婦人の貞操を蹂躪し、婦人を己が性慾の道具手段視する未婚男子に、將來、妻を我が友として尊敬する神聖なる家

庭を建設する資格があると思ふか。かゝる男が貴女と結婚せば、彼は直に貴女を娼婦化するであらう。論者のいふが如く、藝妓制度は家庭を紊亂するばかりでなく、そは勿論非公式の賣娼制度として、遊廓と共に撤廢すべきだ。藝頭を掲げて娼肉を賣る藝妓は娼婦と同様に奴隸制度なるが故だ。されば私の廢娼論は藝妓制度の撤廢をも包含するものなることを豫じめ斷つて置く。

或る一男性は論じて曰く、男子の猛烈なる性慾に適當なる通路を與へないで、只管に廢娼を論ずるは源頭を清めずして、徒に河清を俟つものだと。何の嚆言ぞ！男子の性慾は女子の性慾に優つて猛烈なりといふか。それは男子專制の社會に於て、男子は自由に放縱に女子の貞操を弄ぶことを許され、女子は奴隸道徳なる片務的貞操心恥羞心によつて性慾を制御されてゐるからだ。見よ、かゝる片務的奴隸道徳の埒外に逸して羞恥なき淫婦が如何に性的要求に猛烈なるかを。

男子の専制を撤廢して、婦人に同等の社會的地位を與へよ。然らば、婦人の性的欲求は決して男子のそれに劣ることはないであらう。

されば、未婚男子の性慾に奉仕する爲めに女娼制度の必要ありといふならば、同様の理由を以て未婚女子の性慾に奉仕する爲めに男娼の遊廓を建設せよ。復興の帝都は男女對等の社會たるべきだ。従つて男性の爲にも遊廓を復興するならば、女性の爲に男娼制度を設立せよ。そして諸君の娘や姉妹が此遊廓に遊ぶことを許せ。かく云はゞ天下一人の男子として、『我は男娼を弄びし女を何ぞ我が妻とせんや。汚れたる女、童貞を破りし女、嗚呼、けがらはしや!』と、身震ひしないものがあらう。遊廓存置を主張する男子よ、汝の想像力は此處まで到達しないのか。女娼を弄び、其童貞を破つた男子を自尊心ある婦人が何ぞ我が夫とするに屑しとせんや。『娼婦を弄びし男、汚れたる男、童貞を破りし男!』

世のあらゆる處女は身震ひしてかゝる陋劣なる男子を蹴飛ばすべきだ。

二 制度的罪惡

かりに一步を讓つて世に男娼の必要なく、女娼の現存するは事實問題だとせよ。而して遊廓存在の理由は第一に、公娼を撤廢すれば私娼跋扈して風教上、健康上害毒を社會に流す、故に已むを得ざる政策として公娼を公認するといふ。第二に、公娼制度がなければ青年男子が良家の處女を誘惑して、風教を紊亂するが故に、已むを得ない犠牲として性慾専門の娼婦を公認するのだと。遊廓存在の理由として最も有力なるものは、以上の二つしかない。而もそれは最も驚くべき愚論だ。

私娼が花柳病を傳播し、且男子の性慾に乗じて貞操を賣り、以て風紀を紊亂す

るは由々しき罪惡だと誰も認めてゐる。而して國法は私娼を處罰する。それが法律上に於ても罪惡たることは明かだ。然らば他方に於て同様の罪を犯す、否、それ以上の罪を犯す公娼を何故に處罰しないのであるか、何故に撤廢しないのであるか。若し私娼を如何に取締つても根絶することができないから、已むを得ず之を公認して、公娼制度を設置するといふならば、同じ理由を以て、泥棒を如何に取締つても、根絶することは不可能なるべければ、私盜をば嚴禁しても、何故に公盜制度を設置しないのか。國家は何故に盜人にも官許を與へないのか。徳川時代にはスリに免許を與へた馬鹿宰相があつた。

我等の見解を以てすれば、公娼は私娼よりも大なる罪惡だ。今その罪狀を茲に指摘する。

一、國家が賣娼を公認するは、罪惡の公認として、道德の標準を低下し又は蹂

躪する。これその最も大なる害惡の一つだ。賣娼が私娼の場合に於けるが如く發覺次第處罰されるならば、國家は賣娼を禁ずるものとして、此禁を犯す者は法律の制裁は潜り抜け得ても、尙良心の苛責を受ける。人間が罪惡と知りつゝ、恥ぢながら犯す罪は何時か改悛する機會あるものであるが、國家が賣娼を公認する場合、それは道德上に於ても敢て恥づべきことではないとして、青年男子は公然と此魔窟に出入し、買淫賣娼を社會生活當然の現象となし、永遠に悔ひ改める機會を失ふであらう。道德標準の低下は時折道德を破ることよりも更に大なる罪惡だ。

二、竊盜を處罰しても、尙犯人は絶滅しないやうに、私娼を嚴罰しても賣淫は已まないであらう。されど個人の自由意志により、而も世間に恥ながら、隠れて此罪を行ふ者よりは、公然抱主に強制されて、即ち奴隸的に賣買されて否應

なく、婦人の最も大切に擁護してゐる貞操を無理に切り賣させられることは、人道上、遙に大なる罪惡だ。

三、公娼は華かなる紅燈の巷に於て行はれ、そしてそれが營業である以上、青年を誘惑するに巧妙なる手腕を弄することは、私娼の類ではない。故に、公娼は私娼よりは遙かに風紀を紊亂するものだ。

四、公娼制度は檢徴によつて花柳病を取締得るといふけれど、それは事實に反し、私娼よりも不自由に且頻繁に性慾を濫用する結果、公娼は斯病に罹ること多く、その害毒は檢徴によつて除去することはできない。加之婦人のいやがる檢徴を強制するは人道上の罪惡だ。かの廢娼を實行せる群馬縣を見よ。徴兵檢査に於ける壯丁の花柳病率は他縣よりは遙かに低い。

故に吾等は私娼に比べて公娼の害毒多きを認め、之を撤廢せんことを主張す

る。公娼を撤廢すれば、一時、私娼が殖えるであらう。而もそれは一時的であつて、公娼を撤廢することによつて、社會が賣淫を罪惡だと一層徹底的に法律上からも認定することになれば、私娼は次第く影を潜めて、少くとも、現今日本に於ける五萬の公娼が流しづゝあるが如き罪惡は速かに芟除されて了ふであらう。

三 公娼と人權蹂躪

更に、我等は公娼私娼の比較を超越して、公娼制度の絶對的罪惡を數へねばならぬ。

五、世人若し男子の性欲に奉仕する爲めの犠牲として、公娼は已むを得ない制度であるといふならば、何故に汝の姉妹を、汝の妻を、汝の娘を此犠牲に供し

ないのか。我が身内の者に賣淫を營業とするもの全く之無きを願ふほどの人情を持てる者が、何故に他人の姉妹、他人の妻、他人の娘の賣娼者たることを黙許するや。これ人道上許すべからざる罪惡だ。

六、人格的結合によつて、互に戀愛の情緒に動かされた場合の外、相許すことなき性的行爲を金銭の手段により買収するは、婦人を奴隷視するからだ。それは婦人の人格を無視するものであつて、男子専制の罪惡の極致だ。特に無力、無智、貧窮なる婦人のかゝる娼業にあるものを弄ぶは、意志なき婦人に性行を強ふる強姦と同様な罪惡だ。否な、それは暴力的に遂行する強姦以上の罪惡だ。なぜなれば、それは、相手の女を國家の認めたる制度の下に縛り付けて、獸慾を遂行するものなるが故に、麻醉劑を施して強姦するが如き極惡非道の罪惡だ。

七、加之、公娼制度に於ける抱主なるものが、斯る極惡非道の罪惡の犠牲とな

る婦女子を賣買契約によつて買ひ込み、その無智、無力、貧窮な事に乘じて、彼等のいやがる稼業を強制し、それによつて莫大の利益を收めてゐることは、何とも形容するに言葉なきほど人非人的な極惡であるからだ。

嗚呼、憐むべき奴隷の境遇にある婦人よ。國法は人身賣買の奴隷制度を表面上嚴禁しながら、諸姉は公然官許の下に奴隷として、而も最も醜惡なる罪惡に奉仕する奴隷として、賣買されてゐる。法治國に於て、これ以上の矛盾が何處にあるか。賭博宿は賭博者以上に所罰される。賣淫業者は何故に賣淫者以上に罪惡視されないのであるか。

大震災の當時、幾千の娼妓は逃走の虞ある所から樓主に監禁されて自由に避難する能はず、爲にかの有名なる吉原遊園の慘劇を演じ、燒殺死體の山を築きしと云ふことである。嗚呼憐なる姉妹よ、されど諸姉はかうして火に燒き殺され

た方が却て幸ひであつたのだ。諸姉が生前の境遇は猛火に優ること幾倍なる悲惨であつたか判らぬ。諸姉の肉體は火焰の爲めに糜爛した。しかし、火焰が諸姉の肉體を糜爛する以前、諸姉は卑劣極まる男子の性欲と、慘酷極まる樓主の強慾とによつて、肉體的にも、精神的にも、既に業に糜爛してゐたのだ。憐なる運命にありて、はかない最後を遂げた諸姉よ、諸姉に捧げる吾等が一掬の涙は、只公娼制度に對する義憤となつて、吉原も洲崎も、否、全国的に遊廓を撲滅し、此種の奴隸制度を永遠に葬り去ることだ。諸姉よ、靈あらば、我等と共に、此極悪なる公娼制度を呪へ！

第十八章 藝妓制度撤廢論

藝妓制度を撤廢すべき理由の主なるものは大略左の如くである。

第一に、藝妓は所謂「藝頭を掲げて娼肉を售る」事實上の娼婦である。事實上の娼婦として彼等は娼妓よりもまた他の私娼よりも一層大なる害毒を流しつゝある。故に國民の風儀を廓清する爲めに、娼妓制度と共に藝妓制度を撤廢すべきは勿論のことである。

第二に、藝妓は素とく淫を賣る爲めの公認機關ではない、(我が日本は世界の特殊國として淫賣を公認してゐることを忘れる勿れ)。然るに彼等が酒間に斡旋し、酔客を常に相手とする結果、淫蕩の誘惑に陥り易く、現今に於ては、殆

んど一人として賣淫せざるものなきが如き有様にて、非公式の賣淫制度となつてゐるのである。

第三に、藝妓は今や藝人ではなく、宴席の座興に侍する幫間である。而も此幫間は單なる幫間ではなく、淫風を鼓吹する幫間である。又彼等を酒間に斡旋させる男子は決して高尚な婦人美の讚美の爲めや、藝妓藝術の讚仰の爲めに彼等と交際してゐるのではない。彼等を酒興の玩具物として、奴隸的に弄ぶ考でゐるのである。道理で、彼等は藝妓を一個の人間として、婦人として、尊敬の念を以て取扱ふにあらず、『春奴』だの、『玉吉』だのと呼び棄てに呼んで、猫か狗でも取扱ふ氣でゐる。婦人を奴隸視し、奴隸扱ひする國民に高い道徳はあり得ない。

第四に、藝妓たる婦人も、藝妓制度なるものが無ければ、女中か女工か、其他の職業婦人として真面目な仕事に従事し、真面目な家庭の主婦となることが出来る筈であるのに、藝妓制度が公共的に存在してゐるが爲めに、始めは一時の借金政策として、只暫時の間此稼業に従事し、後には綺麗に足を洗つてなど覺悟を極めて、其稼業に這入るのである。けれど、入つて見れば、意外にも淫蕩な悪風の深甚なるに驚き、迎も自分は斯様な稼業に一年も半年も辛抱出来ることではないと、泣き叫んでゐるのであるが、扱て、時日経過すれば、何時しか、不知不識の間に、自分も淫蕩化され、後には却て其社會を『花柳界』として自慢するに至る。彼等は常に酒客に奴隸扱ひをされるのであるから、自然／＼と人間たり婦人たるの意識を失ひ、淫風に奉仕して却て得意然たるに至る。これ其大部分は制度の罪である。

第五に、大人が藝妓遊びすることが公然世間に認められ、法律上保護されて

ある以上、青年、少年が是を見做ふのは無理もないことで、彼等は藝妓遊びを以て男子の特権であると考へ、婦徳を蹂躪することを何の恥とも思はないやうに教育される。これ最も恐るべき社會的惡教育の罪である。

第六は、藝娼妓を撤廢しても一時に國民の風儀は改まるまい。然し、藝娼妓の存在は、婦徳を傷けても罪惡でないと言ふ男性貴族主義の我儘な解釋により、國民道徳の標準を低下する。藝娼妓を廢止しても國民の淫蕩を一掃することは出来まいが、之を存續する爲めに淫蕩の風を益々鼓吹し傳播しつゝあることは明々白々だ。

第七に、藝娼妓を廢止しても私娼は絶えないからと云ふ理由の下に、之を公許するならば、盜賊を嚴罰しても矢張り泥棒は絶えないのであるから、之を公認し、免許を與へて盜賊を營業さすべきではないか。若し是れが不合理だと云

ふならば、賣淫なる罪惡を公認する藝娼妓制度も同様に不合理ではないか。

讀者若し今一層詳しく藝妓制度の弊を知りたくば、拙著「文化生活と人間改造」中の『藝妓撲滅論』を一讀あれ。

第十九章 藝妓春奴さまへ

一 男子専制の悪弊

婦人公論の自由論壇に於ける貴女の所論、大なる驚きを以て讀み、且つ敬服致しました。然し、貴女が私の「藝妓撲滅論」に對して不満を抱かれてゐる要所は、私が單に藝妓制度を撤廢すれば、それで直に風儀が改まるものであると解し、藝妓の撲滅を主張して、其人間としての立場に少しも同情なく、且つ藝妓は藝術家なるにも拘らず、私は其藝術を解し得ない者であると云ふ意味に取れます。

なるほど、私の「藝妓撲滅論」を讀んだだけでは、私が平素、如何に人間の改

造を主張し、内的精神的の革命を呼號し、そして制度組織の改造を第二次的のものとしてゐるかは、御分りになるまい。私は一般の社會改造論者と異り、自由や正義の要求よりも、常に聖き愛の擴張を高調し、政治や經濟や法律の問題よりも、宗教や道德や藝術の方面から、個々の人間を内面的に改造せんと努力する精神生活の主張者であります。私が「藝妓撲滅論」に於て制度の破壊を力説したのは、餘りに夫れに對する熱情が強かりし爲めに、内面的な精神の問題を或は等閑に附してゐるが如くに見えたかも知れない。然し、私の常に唱道してゐる所は、實に貴女の要求してゐられる精神生活の問題である。若し御疑ひがあるならば、拙著「宗教と人生」「文化生活と人間改造」その他の諸著に就いて私が如何に、制度ではなく心情の革命を要求しつゝあるかを、味讀して頂きたいのであります。

然かく私は心情の革命と、聖き愛の發展向上を第一條件として、常に社會改造を呼號してゐるにも拘らず、何故に「藝妓撲滅論」に於て、制度の破壊を力説したのであるか、今貴女の質問に出逢つて、之を聊か説明するの義務を感じます。

日本の社會に特有なる藝娼妓と云ふ公式及び非公式の賣娼制度が存在するとは、一體何に基くのであるか。斯様な惡制度がある爲めに、國民が淫蕩に流れたのであるか、或は國民が淫蕩なるが故に斯る惡制度を喚起したのであるか。如何に馬鹿な政府でも斯る惡制度を作つて而して國民を墮落に導かんとするものはあるまい。反對に、國民が性的關係の神聖なものであることを知らず、金錢の手段によつて人身を買買する淫蕩の風習を習慣的に過去幾百年の間繼續し來つたが故に、政府は已むを得ず、之を制度として認めてくれたのである。され

ば國民の淫蕩的風習が無くなれば、公娼制度は自然に消滅する筈である。之に反して、國民が婦人を淫欲の奴隷たらしむることを止めない限り、單に外部から公娼制度を撤廢した處で、國民の淫風を撲滅することは出來ない。それは貴説の通りである。

然し翻つて考ふるに、國民に邪淫の風あるが故に、其罪惡なるを知りながら已むを得ず制度として官許するのが至當であると云ふならば、竊盜は罪惡なるにも拘らず、石川五右衛門が云つたやうに、濱の眞砂と同様世に少からず存在するものであるから、之に免許を與へ盜賊税を課して公認しては如何。事實、徳川時代水野越前の天保の改革であつたが、拘摸を公認したことがある。拘摸は一定の目印となる服装をしてゐなければならぬ。若し正式官許の服装をした拘摸なれば金着切りをやつてもお咎めを受けない。すられたものは腐抜けであ

るから、差支へないと云ふのである。これ日本に特有なる法律制度として、我等の驚嘆に値ひするものである。今日の公娼制度も其馬鹿さ加減に於て、これと同程度のもではありませんか。

今日吾等の法律は何故に盜賊を公認しないのであるか、詐欺師を官許しないのであるか。それは是等のものが、道徳上邪惡であると認められてゐるからである。然るに、之に反して公娼制度を何故に政府は官許してゐるのであるか。それは、婦人の徳を汚し、男子の貞操を破ることを必ずしも罪惡と見てゐないからである。然り、公娼制度を認めた法律は男子專制の産物である。男子が婦人は男子の奴隸である、人間ではない、淫行の道具手段であると思つてゐるからである。藝妓制度が非公式に賣娼機關となつてゐるのも、同様男子が婦人を奴隸視してゐるからである。婦人を奴隸視し、人間として取扱はないのである

から、婦人の最も大切なる貞操を金で買ひ取り、思ふ儘に之を蹂躪し盡しても、之を罪惡と思はないのである。

二 私娼と公娼と何れがより大なる罪惡か

私は公娼制度を撤廢したからとて、直に國民の行儀が良くなると思ふほど單純な者ではない。公娼が無くなれば一時私娼が却て増殖するかも知れない。否、公娼が存在した時よりも私娼が自由に跋扈するかも知れない。然し私は如何に私娼が跋扈しても、公娼制度の存在することほど國民の風儀を紊すものとは信じない。其理由は、第一に、私娼は制度ではない、個人の自由である。官憲は之を見當り次第檢舉しうるのであるから、官憲の眼を潜つて、恐る／＼淫行を行ふものである。處が、公娼は政府が公認したものであつて、之を弄ぶこと

は男子の特権であり、且つ罪惡と認められないのである。婦徳紊亂の罪惡を罪惡と思はないことほど恐ろしい道德の蹂躪が何處にある？遊女を弄ぶものは、遊廓を離れても、婦徳を尊重しないものである。國民一般が政府の公認せる公娼に對して罪惡觀を鈍らすと云ふことは、子弟の教育上からも誠に戦慄すべきことである。

商店の小僧等が女郎買ひの話をしてゐる。傍で聞いてゐる主人の坊ちゃんが『俺れも大きくなつたら女郎買ひに往くぞ！』と。嗚呼、何たる皮肉です。政府で免許を與へたものを、人格の低い、教育のない人々が、罪惡ではない、正當のことだと思ふに、何の無理がありますか。私娼の場合は頭から社會が認めてくれないのである。罪惡として蹴飛すのである。故に、婦徳蹂躪は罪惡であると云ふ道德觀念を棄てはしない。處が公娼は政府が之を罪惡としないが故に、民

衆も一般に之を罪惡視しない傾向を生じ、道德の標準を低下する。これ最も恐るべき風教上の大問題である。

第二に、私娼は公娼よりはより少い罪惡であるから、どちらかと云へば、先づ公娼制度を撤廢すべきである。私娼の淫賣は個人の自由である。彼女に賣淫を外部から強制するものは法律上制裁を加へられる。然るに公娼の場合には、個人に自由なく、厭やな淫行を強制されても、政府は却て強制する者を保護するが如き道德の逆倒を示すではないか。藝妓制度も非公式の賣淫制度として、公娼と同様に撤廢すべきである。

第三に、公娼は私娼の存在よりも青年を誘惑することが多い。誰れも金さへあれば、何憚らずに出入し得る遊廓、及び金さへあれば自由に我意に靡かせ得る藝妓は、無垢の青年を誘惑すること、暗夜警官の眼を忍んで男の袖を曳く

白首よりも、遙かに大なるものである。

第四に、私娼が群居してゐる場合には警官に見出され易い。故に私娼は孤立的である。従つて風教を紊亂する社會的大勢力となることは出来ない。然るに公娼は群居してゐる。藝妓も淫蕩なる空氣を漂はててゐる藝妓町に群居してゐるから、其朋輩の淫行に昵んで、如何に淫行せざらんことを誓つて藝妓となつた者でも、何時しか淫蕩の氣風に化せられて了ふ。貴女は恐らく例外でありませう。貴女はあらゆる淫蕩の悪習と戦つて、之に勝ち、屹度純潔なる童貞を保つてゐられる人格者であると私は信ずる。然し貴女の如き高潔なる藝妓が日本に幾人ありませう。貴女でさへも、『妾が藝妓としての長い間の經驗から得た欺かざる體感』として『現在に於ける所謂藝妓置屋と云ふ權威、むしろ暴威のもとに於て、しかも藝妓にまで身を落さねばならぬ悲惨な運命を抱いた多くの藝

妓が、日毎夜毎淫蕩の空氣の中に生活してゆくのであつて見れば、其反省、其自覺も甚だ心細い次第であります』と嗟嘆してゐるではありませんか。これ淫蕩の氣分に充ち満ちてゐる藝妓制度の罪であります。藝妓制度を撤廢せよ。然らば、かうした社會的に群居して、新來の藝妓を淫風に捲き込むやうな悲劇は全くなくなるのである。公娼制度を撤廢すれば、無垢の青年を誘惑する機會が少くなるばかりでなく、公娼たるべき婦人も、淫行を不道德だと見る常識を失ふことなきを得るであらう。處が、公娼制度のある爲めに、彼等は自分が男子に奴隸的に婦徳を蹂躪されてゐると云ふ意識さへも遂に麻痺して了ひ、却つて男の淫情をそゝり、男子を誘惑し、又は男子の劣情に媚びることを以て自身の正業となし、何等恥づべきことではないと思ふに至る。故に公娼制度の撤廢は私娼の跋扈を促すことが確かである場合に於ても、尙ほ之を決行すべきである。況

んや私の信ずる處によれば、公娼の撤廢は必ず私娼をも減少する動機を國民に與ふべく、國民の良心を覺醒するものなるが故である。

三 惡魔的の制度

次に貴女は藝妓娼妓の如き淪落の女に對して、私共に同情がないと詰問された。是等の憐れなる婦人を何故に愛を以て抱擁してくれぬかと不平を鳴らされた。けれど、私共は淪落の女であるとして決して侮蔑したことはない。私は常に彼等を人間として尊重し、婦人として尊敬してゐる。尊敬してゐるが故に私共は藝妓遊びもせず、遊廓にも往かないのである。貴女の要求される同情とか愛とか云ふものは、藝妓や娼妓は悲惨な運命に囚はれてゐるものなるが故にとて、其儘藝妓をして居れ、娼妓をして居れと、現在の職業に在ることを正當と認め

てくれろと云ふ意味でありますか。それは以ての外の見當違ひでせう。私共は貴女達(但し貴女は例外か)の境遇に同情するが故に、貴女達を人間として敬愛するが故に、さうした淫蕩なる職業から貴女達を奪ひ去らんが爲めに、藝妓制度の撲滅を主張するのである。

試みに問ふ、若し世に藝娼妓制度がなかつたならば、貴女は今頃何をしてゐたでせう。失敬ですが『藝妓にまで身を落さねばならぬ悲惨な運命を抱いた』と云はれる貴女は、是等の制度なき爲めに、今頃は私?でも稼いでゐられたでせうか。否なく、私は之を想像することだに、それが貴女を傷けるばかりでなく、自分を汚すやうな氣がして、恐縮します。

藝娼妓制度が日本に存在してゐなかつたならば、貴女は今頃恐らく小學校の女教師でもしてゐられたでせう。或は、貴女が『藝妓にまで身を落さねばなら

ぬ」悲境に陥つた時、其制度がなかつたならば、貴女は恐らく一時女中奉公でもされたかも知れない。が然し貴女の如く賢明なる婦人にして、幾ら女中の境遇にゐても、社會上の地位を開拓して、婦徳を輝かし、人格を發揚して往くことは極めてたやすいことである。貴女は恐らく小學教員處でなく、當今の堂々たる婦人運動者として、東都の文壇に令名を馳せてゐられる一人であつたかも知れない。惜しい哉、賢明なる貴女は賢明にして今尙藝妓稼業に腐れ付いてゐなければならぬとは？是れ一旦貴女が其惡魔的惡制度の擒となつたからである。私共は眞實に貴女の爲めに泣かざるを得ません。貴女の爲めに泣くだけ、それだけ私共は藝妓制度を憎みます。一日も早く撤廢すべきものとして、之を呪ひます！

四 藝妓の藝は眞の藝術にあらず

賢明なる春奴さま、「春奴さま」と私が貴女を呼ぶのは決して侮蔑の意味ではない。此「春奴」なる奴隸的な名前を附して貴女を弄ばんとする男性の卑劣さを痛切に感じるからである。世にはたけ子、うめ子と名乗るべき婦人を、其婦人たる意識をも失つて、只管、男子に淫情を售るべき動物たらしめんが爲めに、かうした非人間的な名前を附してまで喜んでゐる男子のあることの残酷さを、痛切に感じるからであります。私の本心は決して貴女を「春奴」とは呼びたくない。私は「岡本治子さま」として貴女に接し、貴女と語り、貴女と共に淫風掃除の爲めに戦ひたいのであります。

私は貴女が「春奴」なる名前を蛇蝎の如く憎んで、一刻も早く此名前を棄て去

り、治子さまとして、私共の友人となつて下さることを切望します。何故に貴女は何時までも『おい、春奴』などと男子に嘲弄され、玩具視されることを堪へ忍ぶのです？何故に決然、足を洗つて正業に就かないのです？私は貴女の賢明なるを知るが故に、一層熱烈なる真情をこめて、貴女に御願ひします、速かに藝妓の職業をお捨てなさいと。

又、貴女が『藝妓を藝術家だ』と仰しやるのは瘦我慢です、非常識です。貴女は恐らく群雞中の一鶴として、三味に達し、聲樂に堪能なる藝術家であるかも知れない。然し、貴女が藝術家であるからとて、凡ての藝妓を藝術家であると判定するは早計である。貴女が藝妓にして藝術家たることは偶然の出来事に過ぎない。天下十萬の藝妓中、藝術家の名を以て呼ばるべき婦人が蓋し幾人ありと思ひますか。彼等の最大多数は藝を知らない。藝を知ることさへ要求されない。

彼等は眞實藝を賣る爲めでなく、身を賣る爲めに抱へられてゐるのではないか。所謂『藝頭を掲げて、娼肉を賣ら』ない藝妓が幾人ありと思ひますか。

藝妓が藝術家ならば、何故に藝だけをお目に掛けないのです？何故に酒間に斡旋するのです。酒興を推めるのが藝者の藝術ですか。それだから私は反對するのです。貴女の經驗として、酒を呑まない會に何回出演したことがありますか。藝術を鑑賞するに酒なくては鑑賞することの出来ない藝術がありませんか。『酒なくて何の己が藝妓かな！』と醉漢は呻つてゐる。

貴女の藝を鑑賞するに酒を呷いで之をなす男子は貴女を侮蔑するものです。もし然らざれば、藝妓の藝が眞の藝術でないが故に、酒なる狂水によつて、自分の意識を混亂し、藝術ならざるものを藝術として鑑賞耽溺せんが爲めであります。藝妓が眞に藝術家であるならば、何故に酒飲まぬ眞面目な人の健全な審

美眼に訴へて、其技藝を鑑賞して貰はないのです。酔漢に歌を唄つて聞かせて、何んで歌が解りますか。

五 藝妓の美は眞の美にあらず

次に、貴女は藝妓が美的であるにも拘らず、私が其美を見る眼を持たないで、只だ之を淫情を挑發するものと見るのは私の罪だ、と云ふ意味の御説を吐かれました。恐縮千萬です。藝妓にも藝妓美なるものがあるに相違ない。私はそれを否認しはしない。然し、一般普通の婦人美に較べて藝妓美は低級な美であつて、殆んど美とするに足らないと云ふのである。

試みに女學生や令嬢方の飾りなき純眞な美容と、貴女達の紅粉を施した外面だけの虚飾と、公平に比較して見るがよい。婦人は外面の虚飾を施すに従つて、

其清淨なる、壯嚴なる婦人美を失ひます。處が、藝妓にして外面の虚飾を施さない藝妓が幾人ありますか。外面の虚美によつて、濃艶なる嬌態によつて、男子の淫情をそゝるべく装ふてゐない藝妓が幾人ありますか。貴女は恐らく此幾人かの内に入る例外の人であるかも知れない。然し、貴女が斷じて男子の淫情をそゝるやうな嬌態を装はないとするならば、貴女は恐らく「お茶挽き藝妓」に相違ない。若し之に反して、貴女が所謂流行つ兒であるならば、貴女の装ひの何處にか、男子の淫情を挑發する處があるからです。それは貴女が未だ眞の藝術家（若しさうであつたならば）として、又一個人格者としての修養が足りないからであると思つて、寧ろ恥づくべく慎むべきことではあるまいか。

世間一般の男達が藝妓を品評するに、普通彼女の藝術を云々しますか。藝術を云々するものは少數の例外です。大多數は「あの妓はいゝね！」「仇つぽいよ

！『あの妓は可愛いよ！』と云つて、決して真面目な藝術的鑑賞談をなすものではない。藝妓美は藝妓藝術以上に男子を魅する力のあるものである。多數劣等なる世間一般の男子が藝妓の嬌態を眺めて、其野卑なる審美欲を満足させることは慥であらう。然し、それが爲めに却つて私は藝妓制度に反對するのである。私が『藝妓は婦人の仇敵なり』と云ふのも其處にある。藝妓は眞の婦人美を發輝しないで、虚偽虚飾に満ちた妖艶の嬌態を以て、恰も眞に婦人美を發輝したものなるが如くに装ひ、世間の真面目な婦人美を有する處女達に對する男子の渴仰心、崇拜心を鈍らせ、彼等野卑な、而もそれが大多數である處の野卑な男子等をして、眞の婦人美を見る眼をくらましてしまふからである。

六 藝妓撤廢論と就職難

更に又、貴女は貴女を『春奴』だなど、狗や猫のやうな名前で呼棄てにし、貴女に酒興を助けさせてゐる男子等が眞に貴女を『愛し、同情し、涙し、慟哭し』てくれるものと思ひますか。貴女は男子を誘惑し、又は男子に誘惑されたことはありませんか。貴女は純潔な童貞を守る貴い人格者でありませう。貴女の要求される『純真なる愛の大なる手を開き、我が胸に轟と搔抱く事によつてのみ、總ての弱さ、卑しさ、穢しさが清められる』とは、何を意味するのですか。藝妓を藝妓として憐み同情するが故にとて、何時までも、藝妓稼業を営ませて貰ひたいといふのですか。

私共はクリスト教的な純真なる聖愛の手に貴女等を抱擁せんとするが故に、藝妓制度の撲滅を叱呼するのです。然らば天下十萬の藝妓が其稼業を失つた時に、彼等はどうして生活することが出来るか、との疑問があるでありませう。

然しそれは杞憂です。それは恰も上田から松本の方面へ鐵道を通ずる計畫があるからとて、地方の人力車夫達が職を失ふと云つて騒ぐのと同様ではないか。鐵道が出来たら、驛夫驛員として働くがよい。何で車夫稼業の滅亡を悲しむのです？

藝妓が廢止された時、多數の廢業者が私娼の境遇に落つるかも知れない。然し夫れは落るのではない。彼等は事實上大多數が私娼を營んでゐるのであるから、只だ名を換へて素の稼業に止まるだけである。然し、私娼を營んでゐなかつた藝妓達は、それが爲めに、私娼に墮落することはない。否な却て、藝妓稼業を長く繼續してゐたならば、同様惡魔の手に落ちて、私娼たるべかりし虎口から免れ出る筈である。これ大に喜ぶべき現象ではないか。

汽車が開通して車夫が出来なくなつた時には、線路の工夫にでも働かうと云

ふ心掛のある人は、車夫稼業の撲滅を意としない。同様、藝妓が出来なくなれば女中にでも、農園にでも働かうと云ふ考へのある婦人は、藝妓制度の撲滅を恐れるものではない。之を恐れるものは、藝妓稼業を廢止した場合に淫を賣つて遊惰安逸の生活が出来ないことを恐れるからである。少くとも男子の酒興をそゝる爲めにへぼ歌唄ふ位のことを以て、安樂に生活することが出来る特權を失ふことを恐れるからである。若しそれを恐れないのなら、治子様、貴女自身が卒先して、藝妓を廢業し、上田市に一人の藝娼妓なきまで、貴女の同輩を救ひ出しなさい。これ貴女として最も偉大なる光榮ある大事業である。

恐らく藝娼妓業をしてゐる婦人方に雑巾をかけさせ、飯を炊かせ、子守をさせ、或は時間詰めの會社に出勤させ、糸を繰らせ、機織らせたならば、苦痛でせう。それが苦痛でない人は敢て藝妓稼業に腐れ付いてゐる必要はない。而し

てそれが苦痛であるのは、彼等が人間として、婦人としての常業を學んでゐないからである。常業正業に活きる努力がないからである。然もそれは、誰れがさうしたのだ。藝妓自身も或は正業を嫌ひ、水商賣の柔かいのが好きであつたから、藝妓になつたのであらう。然し其大多數は、境遇上已むを得ず、好まぬ仕事ながら藝妓業に入つたのである。入つてゐる内に何時となく淫風に捲き込まれて、遂に墮落したのである。墮落したのは、之を墮落さす機關たる藝妓制度なるものが公認されてゐるからである。藝妓制度が若しなかつたならば「藝妓にまで身を落さねばならぬ悲惨な運命を抱いた」婦人達の大多數が、私娼を營むほど墮落する機會は與へられなかつたであらう。嗚呼、咀ふべき哉、藝妓制度、そは幾十萬の憐なる我等の愛する姉妹を生きながら邪淫の淵に沈めて了ふ悪魔の出店である！ 治子様、靜かに御反省を願ひます。

第二十章 藝妓制度の撤廢に就て

(岡本治子様へ答ふ)

一 藝妓の體驗よりする撤廢論の立證

私は藝妓撲滅論の主唱者として一般公共の問題を取扱つてゐるのであるから、個人的に貴女一個の私事に容喙することを好まない。然し、前章に於て私が貴女に回答し置きたる處は、貴女が藝妓の害毒は敢て制度の問題ではなく、民衆が一般に風儀を矯正しなければ、制度のみ破壊しても駄目である、又藝妓其人に對してもそれは同情なき業であると云ふ意味の議論をされたのに對して、お答をしたのであつて、茲に再びそれを繰返へす必要はない。私の目的は單なる

制度の破壊ではなく、其第一義とする處は人心の廓清にあるのである。けれども、第二次的の必要として制度をも破壊しなければならぬと主張したことは、讀者の既に了解せる處と信ずる。

然るに貴女は私の議論を以て反語的とか不眞面目だとか云はれるのであるが、私は事實是を聞いて驚き且つ恐縮せざるを得ないのである。私は藝妓遊びする男子の悪習を退治すべきばかりでなく、制度其者をも撤廢すべきことを卒直に分り易く陳述したに過ぎない。而もそれが貴女に取りては皮肉か諧謔かのやうに見えたとすれば、貴女の心理は到底私共の解釋し能ふ限りではないのである。貴女は恐らく「春奴！」など、呼び捨てにされ、狎か猫のやうに取扱はれる時こそ、人が貴女に對して眞面目な時であると考へ、丁寧に、いや一般普通の女性に對する私共が普通に使つてゐる言葉を以て慰懃に、物言はれる時には、

却てそれが嘲笑であり皮肉であると聞えるほど、貴女の心理は普通人の心理情態から脇道に走つてゐるのではないかと疑はれる。之を疑ふと同時に、私はそれが因習の久しき、さうした制度に囚はれてゐる人々に有り勝ちの傾向であることを悲まねばならない。

米國で黒人種の奴隸解放が行はれた時、これまで、ジョニーとかディッキイとか、犬猫を呼ぶやうに取扱はれてゐた黒人が、ミスタア ミラアとかミセス ベーカアとか白人に呼びかけられて、之を眞面目に受取らず、却て侮蔑し嘲弄したものであると感じて、『人を馬鹿にするな』と云つて怒つた者があつたと云ふことであるが、一般に日本の婦人は從來、男子から奴隸扱ひされてゐたのであるから、之を對等に取り扱ふとする場合、却て之を嘲弄するものゝ如く感ずるは、從來の男尊女卑的な悪習に腐れ付いてゐるからであると思へる。貴女に於ては

さうではないかも知れないが、兎に角に、私の議論を不真面目なりとは何處から割出した判断なるや、到底、私の理解に苦しむ所である。

それは兎に角に、貴女の最初の論文によつては、貴女が「藝娼妓なるものを根本的に撲滅すると云ふことには無條件で賛成します」と云ふ意味が現はれてゐなかつた爲めに、否な却て、人心を廓清するまでは藝妓制度を破壊するも無益だと云ふ意味で、其存立を聊かでも辯護されるやうに見えたのであるから、前章の如く私はそれに反對のお答をした次第である。處が、今聞く處によれば、最初の貴文は第三者の手によつて貴女の趣旨を徹底することの出来ないほど傷害されてゐたものであるとすれば、私が前章に書いた趣旨の一部は貴女には當て嵌らないのであるから、貴女に對してはそれを取消せねばならぬ。然し、貴女ではない他の人々にして、尙ほ藝妓制度の存立を主張される方が幾らもある

のであるから、前章の拙文の或る點は貴女に對しては之を取消し、且つお詫びを致しますが、世間一般の藝妓制度擁護論者に對しては、寸分も私の所論を撤回することは出来ない。

今、貴女は根本的に藝妓撲滅論者であると云ふことを聞き、且つ近い内に貴女自身が藝妓稼業を廢業するとの御宣言を承つて、私は實に心から喜ばざるを得ません。事實、私共は實際藝妓制度の惡弊を體驗したのではなく、新聞や雜誌や人の談話から「又聞き」して、其弊害を憎み、其醜惡を悲しみ、一刻も早く之を撤廢しなければならぬと確信するに至つたのであるから、私共の議論は餘りに理想に走り過ぎて、實際に疎いと云ふ謗を免かれないと自覺してゐます。然るに今貴女の如き賢明なる婦人が、一女性として親しく藝妓制度の實際經驗を通ふして、其醜惡なるを悟り、其百害寸効なきを深く悟り抜いて「藝娼妓な

るものを根本的に撲滅すると云ふことには無條件で賛成します」との一言を吐かれたること、實に千鈞の重みある、私の撲滅論の裏書として難有く感謝致します。

そこで私は、今まで貴女を私の論敵であると思つてゐたことを恥かしく感じます。然るに今、貴女は寧ろ私の議論の擁護者であり、立證者であり、且つ生きた證據として、凡て私の議論の眞理を證明して下さる方であつたことを知り、心から之を喜ぶのであります。最初の貴女によつて私が貴女の眞意を推斷することの出来なかつたのは、私の不明の致す處として、重ね／＼お詫びを致します。

既に貴女が徹底的に藝妓撲滅論者であると云ふことの根本精神に於て、私と一致してゐる處があるのであるとすれば、最早區々たる言葉遣ひや文字の些

末に就いて論争する必要はない。只私共は共に相提携して此制度の撲滅に努力することを考へねばならない。何分、私は頭と筆とに生活してゐる者で、實際運動の方面に於ては、到底適任ではないのであるから、貴女の如き女性にして、特に過去幾年か其稼業に實際従事した経験から來る同情と涙と血と愛とを以て、社會廓清の實際運動に従事されるならば、私共の千萬の議論に優して、又私共の如く口や筆でばかり叫んでゐる千萬人の人にもまして、貴女獨りの實際運動は實に非常に有力なるものと思ふのであるから、私は貴女が餘生を此大事業に捧げて、憐れなる多くの女性を救護する爲めに、活動されんことを希望して已まぬのであります。

二 資本制度の壓迫と性的奉仕による登龍門

然し私としては、貴女の如き體驗者よりの生きた證據を得て、尙一層撲滅運動の必要なるを感じ、更に論歩を進めて、此制度を撲滅する場合、從來之に従事してゐる婦人の運命は如何になり行くものであるか、其稼業を離れた數萬の女性を其儘打棄て置くべきであるか、と云ふ疑問に回答しなければならぬと思ひます。

然し、豫め斷つて置かなければならぬことは、私の藝妓撲滅論は、單に藝妓が所謂『藝頭を掲げて娼肉を售る』が爲めに、社會に流す害毒の多きを恐れる處にのみ立脚したものであることである。私の藝妓撲滅論は寧ろ、婦人解放の根本信條に立脚したものである。此根本要素を誤解して貫つては飛んでもない邪推や間違が起る。此點に於て私は世間一般の社會廓清論者と大に趣きを異にしてゐるのであります。

近頃某將軍が恩賜の巻煙草を藝者に與へたとか云ふことで問題となり、罷職待命仰付つたとか新聞に現はれてゐましたが、此問題に就いては私共軍隊に關係のない者の批判を容れる餘地のないことであるから、茲に論ずる限りではありませんが、先頃政友會の一代議士が議會で藝者に物を言つたからとて、之を懲罰に相當する問題であるかの如く騒ぎ立てたことのあるのを聞いて、私は異様な感じに打たれざるを得なかつた一人であります。藝妓なれば何故に議事堂の控室でも物言ふことは出來ないのであるか。人間に物言ふだけがそんなに悪いことならば、議事堂で堂々とお喋舌するのも悪いことではないか。要するに藝妓に物言つたことが議會の神聖を汚すなど云ふ連中は、事實、藝妓を人間扱ひにしてゐないからである。

私ほかの「藝妓撲滅論」に於ても、又(本書の)「藝妓制度撤廢論」に於ても、

藝妓制度を撤廢すれば直に淫蕩の風が匡正されると云つたことはない。否な寧ろ、其制度が撤廢されたからとて、國民の淫風は容易に改まるまいといふことを明言して、撤廢論を主張してゐるのである。であるから、私の撤廢論は藝妓が淫蕩の害毒を流すことのみを責むるのでないことは、云はずして明かである。私の意味する處は、寧ろ藝妓制度が藝妓になる女性を奴隸化することの大罪なるを痛嘆するが故に、此制度を速かに撤廢すべしと主張するのである。淫蕩の惡風は藝妓制度が撤廢されても容易に絶滅することは出来まい。それは男子の積極的に根強い性欲を善導して、高尚な靈的感情に轉化させるやうに努め、又女子の受動的な、誘惑に陥り易い弱い性能を強めて、清い美しい童貞の理想に導くやうに務めなければ、只だ外的に制度の方面から之を制御しようとしても、到底不可能であることは云ふまでもない。

されば、私の撲滅論は藝妓對社會の害惡を主要の論據としてゐるのではなく、藝妓制度によつて靈も肉も滅亡に導かれ、世間からは淫婦娼婦として擯斥されるやうな奴隸情態に惹き入れられる女性を未發に防止せんが爲めに、主として撲滅論を稱へるのである。私の藝妓撲滅論の要旨が茲にあることは、藝妓制度撤廢論に於て列擧したる撤廢理由の第四要點を見れば、一層明かであるから、左に之を引照して置きます。即ち

「藝妓たる婦人も、藝妓制度なるものが無ければ、女中か女工か、其他の職業婦人として、眞面目な仕事に従事し、眞面目な家庭の主婦となることが出来る筈であるのに、始めは一時の借金政策として、只暫時の間此妓業に従事し、後には綺麗に足を洗つてなど覺悟を極めて、其稼業に這入るのであるけれども、入つて見れば、意外にも淫蕩の惡風深甚なるに驚き、迎も自分は斯様な稼業に

一年も、半年も、辛抱出来ることではないと、泣き叫んでゐるのである。が、扱て、時日経過すれば、何時しか不知不識の間に、自分も淫蕩化され、後には却つて其社會を「花柳界」として自慢するに至る。彼等は常に酒客に奴隷扱ひをされるのであるから、自然自然と人間たり婦人たるの意識を失ひ、淫風奉仕して、却つて得意然たるに至る。これ其大部分は制度の罪である。』

私が之を茲に引照したのは、藝妓制度が撤廢された時に、藝妓たりし人々の生活を處置するには、彼等が、先づ藝妓になつた理由から考へなければならぬからである。そして其理由の一つは既に明かであるやうに、經濟上の壓迫から來るものなることは論を俟たない。一時の借金政略から此稼業に突き落される憐れな女性の多いことを甚だ悲しまねばならない。これは資本制度の社會に於ては已むを得ない遁策として仕方がないと云つて、其存立を辯護する人がある

ほどのものであるから、經濟上から、斯る境遇に置かれるやうな根本の事情を撲滅することも必要であるが、それは社會主義者や共產主義者たちの努力にお任せして、茲には今一つ藝妓になる婦人の心理に就いて他の理由を擧げねばならぬ。

それは金に困つて已むを得ず身を賣るのではなく、寧ろ積極的に貧窮なる女性の出世の緒口として、所謂登龍門として茲に來る人が少くないとのことである。「氏なくして玉の輿」は、藝妓稼業より外に求める絆はないと云ふ意味から此稼業に入り來る野心家もあるとのことである。此種の人を男子に例へれば、成金主義の人であつて、今日成金熱が俗世間を風靡してゐるやうな社會情態に於ては、婦人にも此種の成金熱が燃え立つことは敢て不思議とするに足らない。

此種の婦人も勿論、社會組織の缺陷から起るのであつて、一般の人々が、妻

を選ぶ場合に、貧乏人なるが故とか、女中や女工なるが故にとて、低級なものと見ることなく、如何なる職業又は地位にある婦人であつても、其人の人格や人物を第一要素として考査するならば、家門とか地位とかの如何に拘らず、所謂出世の道が自由に開かれる筈であるが、これまでの日本の傳習としては誠に覺束ない次第であるから、「左り褌」の生活に這入つて、其處に僥倖の出世口を求め。事實、男女交際が自由でない日本の社會に於ては、自由に男子に接近し得る機會を持つた藝妓稼業によつて、將來家庭生活の安定を得る方便となし、或は少くとも、日陰者の生活とは云ひながら、安樂に生活の保障が與へられる妾奉公の身になりたいなど希望することは、強ち當人のみの成金主義から割出されたものとして、一概に蔑なす譯にはゆかない。かうした成金氣分の背後には社會階級の壓迫や男女交際の不自由があることを思ひて、先づ第一に、人間

を職業の如何によつて評價せず、其人の人物や教養によつて評價するやうになること、及び青年男女の健全なる自由交際を許すことが、此種の婦人の墮落を豫防する一方法であると注意したい。然し夫れは長い時間の社會的訓練を要することであつて、男女共に貞操純潔の理想が高められ、殊に男子が婦人を男子以上に尊敬するやうにならなければ、出来ないことである。而して男子が婦人を尊重するやうに習慣付けることは、先づ家庭に於て、親達か女兒を男兒よりも尊敬して取扱はねばならぬことを意味するのであつて、それは私の持論として常に唱道してゐる處である。

三 廢業婦人の保護策

兩性間の淫風を掃蕩するには、斯く家庭教育から改めて來なければならぬ間

題であるから、一朝一夕に其實効を収めることは出来ない。だからと云つて藝妓の悪制度に囚はれて、淪落の淵に沈み、又は沈まんとしてゐる婦人を其儘に放任することは出来ない。彼等に對する焦眉の急務は、先づ制度を破壊して彼等の自由解放を企つることである。

彼等を解放することは、虎を野に放つやうなもので、却て危険千萬である、淫蕩の風習と病毒の傳染とは一層恐るべきものがあるが故に、やはり、彼等を其職に在らしめて置た方が弊害はより少いと云ふ社會政策上からの議論がある。私は決して其眞價を信じないのであるが、よし一步を譲つて、藝妓制度を存續して置く方が、社會的害毒のより少いと云ふことが立證された場合でも、私は人道の上から其存續に極力反對するのである。其理由は云ふまでも無く、假令藝妓が社會の劣敗者であり、少數者であつたとしても、彼等を多數國民の淫

蕩の犠牲として、奴隸化して置くことの非人道的なるが故である。社會に要求がある間、已むを得ないとて、一人の婦人でも制度の上から悪風の犠牲者たらしむることは、國家として由々しき大罪ではあるまいか。

又或者是労働問題の立場から、現今の資本制度の下にありては、勞銀が充分に職業婦人に與へられないのであるから、其生計を豊かにする手段として賣淫に従事するは已むを得ないのである、故に之を承認せよ、と云ふ社會政策上の權道論をなすものがある。けれど是れも人間を只だ唯物的に解釋した結果であつて、如何に貧窮であるとは云へ、其貞操を賣つてまでも生計の道を得なければならぬと云ふほどの奴隸化を社會的に承認せよとは、人間の靈性を蹂躪し、個性を無視せることも亦甚しきものと云ふべきである。

故に、私は如何なる社會政策的の遁辭あるにも拘らず、藝妓なる事實上の

奴隷を即時に解放しなければならぬと絶叫するものである。然し、此制度が破壊された時、藝妓稼業を「玉の輿」の手段方便として此稼業に集つて來た婦人に對しては、折角彼等の期待せし登龍門を杜絶することになるから、實際に氣の毒である。然し、私は男子の成金主義を憎むこと蛇蝎の如く、同様に婦人のかうした成金主義を憎むが故に、彼等の間違つた野心が、即ち淫蕩に身を持ち崩して弗箱の胸倉を攫まんとする野心が齟齬したからとて、敢て意とするに足らないと思ふ。斯様な「玉の輿」の野心を持つやうな婦人は打棄て、置いて、生きて往く道は見出せるに相違ないから、敢て之を庇護する必要はないかも知れない。が、然し、左様な野心家ではなく、只だ境遇に押し流がされて、已むなく藝妓稼業に身を落してゐる人々に對しては、制度の破壊と共に政府は相當に保護を加へてやらねばならぬ。勿論、貴女の如く賢明なる婦人は、側から解放して

貰ふまでもなく、自から藝妓稼業を放擲すると云ふほどの女丈夫であるから、之を保護するなど云ふことは失敬千萬な話である。然し、貴女の如く教養ある獨立心に富める婦人が數萬の藝妓中果して幾人ありませう。私は貴女の標準を以て、全體を律し去る譯にはゆかぬ。貴女及び貴女の如き少數の例外を除くの外、大多數は賣笑の手段によるの外生活の道を見出すことの出來ないほど、憐れな情態に育て上げられたものであるに相違ない。

是等の婦人に對しては必ずや特別の保護が必要である。然し、それは前科者又は出獄人を取扱ふやうな氣分で取扱ふべきものではない。否な、出獄人や前科者でも、之を出獄人や前科者として取扱ふべきでなく、吾々と同じ人間として取扱ふべきであることは私が常に唱道してゐる處である。それと同様、夫等の廢業婦人を社會が決して蔑視しないやうに、又彼等に普通の婦人職業を與へ

ることを躊躇しないやうに、爲政者は充分の保護を與へてやらねばならぬ。私の所謂保護とは、彼等を慈善金で養へと云ふのではない。又獄囚に仕事を課するやうに、彼等を群居させて一定の職業を與へよと云ふのではない。是等の廢業婦人は決して群居させてはならない。最善の方法は其郷里や親許に送つて、眞面目な職業の世話をしてやることである。これが最上の保護である。然し、郷里や親許に往くことを好まない人々には、女中とか女工とか、或は其他色々な職業を與へて、生計の道を立てる方法に馴らしてやらねばならぬ。

それにしても、最も肝要なることは、彼等の過去によつて、現在を判斷しないことである。尙古主義的に育てられた日本人には、何んでも過去を以て直に其人の現在を判斷せんとする悪習がある。私共は先づ之を戒めねばならない。私共は現に藝娼妓である人には餘り好い感情を以て接近することは出来ないけ

れど、それは人を憎むのではなく、其惡職業を卑しむからである。職業を卑しむのであるから、其職業を棄てさへすれば、彼等に對しても貴夫人や令嬢方に對すると決して違つたことはない。私は普通の日本人のやうに、妻に對して「お前」など云ふ言葉を使つたことはない。私と妻との關係は言葉の上からも全然對等である。私は時に飯も焚く、皿も洗ふ、水も汲む、洗濯もする。これは私にとりて當り前のことである。私の家庭では妻が主人である。家庭のことは何も妻の許可なくして決行したことはない。私は是れと同様な態度を以て此種の廢業婦人に對する。私には一點も是等の婦人に對する侮蔑の念はない。私は世間一般が、さうであつて欲しいと願ふ。又あるべきが至當であると思ふ。

私は藝妓制度撤廢の曉、貴女の如き婦人が、廢業婦人の指導者として、又常に彼等を慰藉し、激勵して下さる方として適任であることを思はざるを得ませ

ん。廢業婦人の仲間にも貴女と同じやうな體驗から、彼等の境遇に同情し、貴女と同様に彼等の慰藉者、督勵者たるべき婦人が多々あると思ひます。廢業婦人に對する職業の周旋などは、決して政府の役人の冷酷な手に一任すべきものではないのであるから、各地の婦人團、處女團、其他矯風會や宗教團體などが卒先して、是等の廢業婦人の職業を周旋することに盡力すべきは、勿論のことである。私は特に貴女の如き尊敬すべき女丈夫が其仲間から出られたことを喜び、貴女の將來に囑望する所甚だ多きを禁ずることの出来ないものであります。

第二十一章 婦人の經濟的獨立

一 家庭に於ける經濟的獨立

「生殖的奉仕に由つて婦人が男子に寄食するを奴隸道德なり」として、女子の生活が精神的にも經濟的にも獨立すべきことを主張する婦人評論家があるが、斯様な議論が自覺した婦人の口から稱へられることは誠に喜ばしい現象である。併し婦人の經濟的獨立とはどんなものであらう。私は結婚前と結婚後に於けると、經濟的獨立の意義に於て自ら異なるべきものありと信ずるが故に、二者を區別して茲に考へて見たいと思ふ。先づ後者を論ぜんには、第一に家族制度の問題から出發せねばならぬ。

元來日本の夫婦は家に隸屬せるものであつて、夫婦あるが故に家が出来たのではなく、家あるが故に夫婦ありと云ふ有様であつたが、其傳習は段々破壊されてしまふ傾向を示し、又破壊されるべきを至當とするのである。夫婦は社會生活の單位だ。夫婦あつて初めて家庭成立し、其處に新らしい夫婦間の權利義務が生ずるものたるは明かであつて、家の便宜の爲め、家系存続の一連環として夫婦を作るが如きは、結婚生活の神聖を冒瀆するものである。

男も女も獨身である間は未だ一人前の人間ではない。社會は個人の集合ではなく、男女一對を基礎とせる家庭の集合である。されば若き男女が家庭生活を營むに當つて、傳統的な家族制度を基礎とした我が民法上の扶養の義務の規定などに就き非難すべき點多きは、嘗て一條氏が六合雜誌（大正七年五月號）に論じてゐる通りである。一條氏は民法の規定せる『夫は婚姻より生ずる一切の費

用を負擔す、但し妻が戸主たる時は妻之を負擔す」と云ふ片務的觀念を斥け、夫婦共辨の相務主義を主張するのである。又之に左袒する與謝野夫人は婦人の經濟的獨立を尊重するが故に、家庭生活に於ても女子は男子に寄食するの意氣地なきを難ぜられる譯であるが、家庭生活を營む夫婦の經濟は如何程まで獨立的なるべきか、私は西洋にて見聞せし處を參酌して諸姉の參考に供したいのである。

既に云つた通り、社會の單位は個人ではなく、夫婦を基礎とせる家庭である。一個の家庭が二個以上の個人によりて組織されてゐる以上、又二個の異性によりて代表されてゐる以上、其處に自ら分業的權利義務の區別あるべきは勿論である。私は法律的に權利義務を茲に云爲するのではない、社會的に夫婦相互の職分を意味するに外ならぬ。

夫婦相互の社會的職能に於て、現今の社會が、否な、恐らく永久に、妻たる婦人に家庭を外にして、直接生産にたづさわる便宜を與へてくれないのは無理もないことで、妻は家にありて直接生産事業に従事する以上に適切な、又高尚な女性獨特の使命を持つてゐるのである。家政と子女の教養とは勿論絶對的に婦人の天職なりと私は主張するものではない。併し一旦家庭に入りたる婦人は、これによりて各自の職分を全うし、是によつて個性の可能性を無限に開拓し往くべきものだと思ふ。與謝野夫人は屢々、婦人は婦人として何も特殊の天職などはない、先づ個人として人間として其人格を完成する工夫を積むことが肝要だと論ぜられたことがあるやうに記憶してゐるが、私も勿論それには賛成である。殊に今日まで家庭に『繋がれ』てゐた婦人に對する解放の叫びとして嘉賞すべきであるが、私は男子が生物的に男性として此世に生れた以上、男性とし

ての外、個性の限りなき人格的發展を遂ぐことは出来ないと思ふ。女子の個性を極度に發展させて、其人間としての面目を發揮するにも、女性としての色合を通うしてゐなければ出来ないことであると思ふ。

世人往々、吾等は常に一個の人間だ、人格だと云ふが如き概念的抽象に囚はれて其内容を逸却する傾向を持つてゐる。が、個人や人格の内容を検すれば、吾等は特殊的に他人に對して子であり、親であり、妻であり、夫であり、或は友であり、市民であり、又男であり、女であるとか云ふ如き差別を包容した人格としてのみ具體的に存在してゐるのである。だから、吾等が男性として、或は女性として、各々其特性を發揮するは決して個々人間としての價値を没却するのではなく、却て此特殊なる具體的差別を通うしてのみ吾等は各自普遍的な人格を砥勵して往くのである。されば、家庭に於ける婦人が獨特の使命を持つ

てゐることは勿論であつて、此使命を遂行する爲めに、今後如何やうに社會制度や生産制度が變轉したとしても、妻たる婦人に直接生産事業に従事する便宜を社會が與へないばかりでなく、便宜が與へられても彼女は直接生産に従事する以上、他に高尚な職分の遂行に暇なかるべしと見なければならぬ。

今の所謂新らしい女などは往々家庭を卑しめ、子女教養の職にあることを、何か奴婢的な、肉體的な、物質的な仕事と思ひ、外に出で、政治や社會事業にたづさわることとを以て却て光榮ある事業となし、是を男子の獨占に歸するは所以なきことだと憤慨するものがある。私は婦人が政治運動に参加するの能なしなど云ふのでは勿論ない。女子に男性的の人あり、男子に女性的の人あり。婦人にて政治の才ある人が政壇に立つ、何んで之を非難すべきであらう。併し日本の婦人が舊來男子の壓迫を受けて奴隸的生活に甘んじてゐた其反動として往

往家庭を卑むの風あるは大に戒むべきことだと思ふ。婦人は家庭の女王である、家庭は婦人の王國である。男子は家庭にありて、只彼女の愛に奉仕するのみ。男子が家庭の主人と考ふるが如きは間違つた觀念である。勿論家庭對社會の關係に於ては夫が主人たることは普通なるべけれど、それが爲に夫は妻より貴いとか高いとか云ふ考は家族制に囚はれた妄想である。内に在つては妻が家庭を代表し、外に對つては夫が家庭を代表するのは、夫婦同等同權なる所以だ。されば、妻が家庭と子女教養の職分を果たすに餘暇なき爲め、直接外に出でて生産に携はることは出来ないから、直接生産に従事する夫によりて扶養されること何んで「男子に寄食」するものであらう。又男子が妻を「扶養」するてふ觀念によつて、何んで婦人の頭を抑へることが出来よう。「扶養さる」として屈辱を感じ、「扶養する」として威張つて見るなどは男尊女卑時代の遺習に外ならぬ。

されば、時に反對の現象ありて、夫が直接生産に従事することが出来ないからとて妻の手稼に扶養されるとも、それが何で男子に取りて屈辱であらう、不都合であらう。民本的な相互的な夫婦關係に於て各々其分業を保ち、相互に奉仕する精神的經濟的共愛の共同生活に於て、經濟的獨立が果して如何ほど婦人の地位を男子と同等に保持して往く方便として必要なことであらうか、私は其甚だ尠少なるべきを疑はねばならぬ。

由來夫婦は精神的に愛に結ばれてゐる一心兩體、兩體一心の統一體である。精神的に統一された彼等の共同生活に於て、夫婦の一方が物的生活の基礎たる財産や財力を貢献するからとて、他方に對して威張つて見たり、又社會的に他方の上位にあるものと考ふるが如きは、勿論理由なきことだ。財力財産は生活の手段であつて、目的ではない。目的は男女の相愛生活による人格の向上であ

る、性的個性の發揮である。されば妻の財産は夫の財産として、夫の助力は妻の助力として、お互に奉仕し、決して高下貴賤の關係を馴致すべきものではない。飽くまで分業的に相互補充の平等觀に立つべきである。

西洋の家庭では、既に述べたる如く、婦人は普通、家政と子女教養の任務に餘暇なきが故に、男子が外に出で、生産に従事し、生計に必要な物資を供給すべきことを原則としてゐるから、一般的に男子に扶養の義務を負はせ、夫が之を怠りたる時は、法律上妻は扶養權を主張することが出來、又、男子の失態により離婚となりたる場合は、離婚される妻に生涯の扶養料を其男より供給すべきものとされてゐる。與謝野夫人は之を見て、或は婦人に對する屈辱的な奴隸道德と云ふかも知れぬ。豈に圖らんや、西洋の婦人は之を以て屈辱とも感じなければ、又男子は之を以て決して婦人を卑みはしないのである。

哀しい哉、日本に於ては往々人格よりも財産の方が尊重されてゐる場合が少くない。例へば選舉權の如き、人格の如何に拘らず財産によつて權利の有無が限界されてゐる。一級議員の二級議員のと區別せる東京の市會は財産の下に人格を蹂躪してゐるのである。斯る國柄に於て、經濟的獨立の如何によつて婦人の地位の如何を憂慮するは無理もないことである。が、さりとて自覺した婦人は、彼等が家庭的業務の高尙なる使命を悟り、財力の如何を以て屈辱を感じずるが如きことなかるべき筈である。若し彼等が夫に扶養されるを屈辱と感ずべしと云ふならば、それはまだ彼等が家庭的業務を奴婢の業として蔑視してゐるからである。それは彼等が眞に家庭の王國に女王たること、及び子女教養の神聖なる高尙なる使命を持てることを自覺してゐないからである。

妻が若し物質上夫に扶養されてゐるならば、夫は精神的に妻の愛に扶養され

てゐるのである。されば西洋の家庭では扶養の出所如何によつて夫婦間に高下尊卑を生ずるが如きことは普通でないことで、夫に扶養されるからとて妻は夫を尊敬するのではなく、否なく、一歩進めて、只夫なるが故にとて妻は彼を尊重すべしと云ふのではなく、夫は普通の場合妻の先輩として、尊敬すべき人格として妻は彼を鄭重に取扱ひ、又夫は妻を身下の者と見ることなく、尊敬すべき生涯の友として彼女を鄭重に取扱つてゐるのである。彼等の關係は人格の關係であつて、財産の關係ではない。扶養の出所如何によつて何ぞ主従を異にするが如きことがあらう。

されど、夫婦とて、もと／＼異つた個性の結合であるから、如何に精神的に兩體一心の愛の神祕に繋がれてゐるとは云へ、其融合の生活に尙個々人格としての差別あるが如く、財産に於ても常に必ずしも共産的なる必要はない。従つ

て西洋の婦人も妻として私有財産を持ち、夫婦別々に財産を所有してゐることは普通に見受けられる處である。併しそれは必ずしも妻が夫に對して經濟的獨立を保障する爲めではない。寧ろ普通の場合夫に扶養されてゐる家族が、天災事變などにより突然夫の財産を彼等の手より奪ひ去られた時の用心として、妻の私有財産は調法な制度と見なければならぬ。婦人は一般に保守的で貯財的であつて、一旦得たものを容易に失はぬ所に天才を持つてゐるから、普通の場合夫の腕により衣食して、餘財を妻の貯へとして保存するが如きは西洋の家庭に普通の事であつて、結婚前より所有せし妻の財産を其私有として永久に保存し蓄積し、多くの場合、萬一の事變に備へてゐるのは頗る好い心掛だと見なければならぬ。

夫婦は彼等の靈的生活が共同であるやうに財産も勿論共同のものであるが、

假りに其名目に異にして相互的に相扶養する精神を養うて往くことは、人生の趣味を深うする所以である。彼等は男、女、性を異にして二者別々の存在でありながら、尙理想を同うし、憧憬を同うし、目的を同うし、趣味を同うして生活する處に靈的融合の神祕を味ふやうに、物質的生活の基礎たる財産に於ても、夫の得たる財の幾分を妻のものとし、又妻は時に之を夫に提供して相互的に共同奉仕の實を擧ぐるは家庭生活の趣味として面白いことである。

されば私は結論として、日本の婦人が夫に扶養されると云ふ經濟的從屬の地位を以て決して屈辱と感ずることなく、却て積極的に、婦人の家庭的業務の高尚なる使命を自覺せんことを要求するのである。又男子は扶養の責任を果すが故にとて、之を以て婦人よりも家庭の高位にあると云ふが如き傳統的の妄想を放棄し、家庭關係を一層精神的人格的のものとなし、婦人を生活の良友とし

て互格の人格として取扱ひ、男子には男子としての性的使命ある如く又彼女をして其性的使命を果さしむべきである。斯くて家庭に於ける婦人の經濟的獨立の問題は所詮第二義、第三義の問題となるであらう。要は男子が婦人に對する態度の革命的改善と、婦人自身の人格的向上、及び從來蔑視されてゐた謬見を脱して、婦人の性的使命を自覺することである。

二 娘時代の經濟的獨立

前項に於て、家庭に入つた後の經濟的獨立に就て述べ、私は餘り經濟的獨立の必要なことを論じ、主として精神的の獨立を希望したのであるが、娘時代に於ける婦人は是れと異り、大に經濟的獨立の修養を積む必要あることを主張するのである。

元來日本の婦人は早婚に失してゐる。未だ婦人として何の心得もない二十や其處らの婦人が人妻となりて幼兒を抱いてゐる。どちらが子供だか分りはしない。婦人は普通男子よりも心身の成熟が早いけれど、廿四五まではまだ子供である。いや、結婚準備の修養時代である。出産率から云ふと婦人は廿から廿五位までが一番出産率の高い時代ぢやさうであるが、梨でも柿でも若木の果實は優良のものでないやうに、人間の子も同様、親の心身が充分に成熟した時に持つた子でなければ強健でない。男子が三十以後、女子が廿五以後位が相當な處で、それ以前に薄弱な子を數に於て多數持つたよりも、それ以後に強健な子を少數持つた方、經濟上からも教育上からも、又國家の人物經濟上、能率増進上からも、遙かに得策である。西洋人の體格が日本人の二倍もあり、心身共に強健なる理由の一とつは、彼等が早婚しないからである。日本人の如く年若く結

婚して、子女を粗製濫造しないからである。

以上結婚問題に立ち入つて、聊か脱線したやうであるが、實は然らず、經濟的獨立如何は早婚の人には全然問題とならぬ。親の懷から夫の懷に飛んで行く英語の所謂『^{ガールワイフ}娘妻』に何んで經濟上の獨立があるものか。年若くて家庭に入る婦人は經濟上どころか、彼女自身一個の賣物だ。どうして自分の理想的な夫を自分で擇ぶことが出來よう。日本の婦人はやたらに結婚を急ぎ、親も亦娘の結婚をせき立て、他に縁付をすると是れで『片付いた』と喜ぶ。丸るで見切物でも賣拂つたやうに心得てゐる。先日一人の若い女學生風の婦人が訪問して來た、私は米國に往きたいから、幸ひ米國に住む人があるので、其人と結婚したい』と。『あなたは どうして其男に逢つたか』と尋ねると『いひ』と云つて答へない。『一體貴女は何時東京に來たのです』と尋ねた處、僅か『二十日ばかり前』

だと。『何にしに來た』と問へば『何も別に仕事はない』と。『何處に居るか』と問へば『下宿屋に』と。嗚呼危い哉、此婦人！ 只二十日ばかりの知り合ひで米國の殖民地で店を持つてゐると云ふ男と結婚したいと騒いでゐる。『貴女は米國に往きたい爲めに結婚するのですか』と詰問すれば、『いえさうでもありませんが』と答ふ。若し然らずとせば、何人にも紹介されないので旅の空であつた男と、僅か十日や二十日の知遇で一生の運命を決せんとは餘りに亂暴だ。十日や二十日で以て、其夫たるべき人の性格や人物など善く了解することが出来るものか。察する所、此婦人も『金の多い米國』『裕富な商人』など云ふことを目當てにして結婚を急いでゐる。要するに、それは經濟的獨立がないからだ。其男は私の知人なりと云ふことを親元に報告してくれよとの御依頼であつたが、彼等二人の計畫が餘りに突飛なのに驚いて、私は『今少し考へたがよいでせう。財産や地位

や職業や、そんなことはどうでもよい。先づ第一に知るべきことは當人の人物性格である。我が良人として終生の友たるに最も適當なる人なりや否や、それがどうして十日後や二十日で分るものですか。今少し慎重に御考へなさい』と云つて歸してやつた。

恒産なき者は恒心なしと云ふが、恒産は必ずしも必要でないけれど、未婚の婦人は少くとも經濟的獨立の精神を持つてゐなくてはならぬ。經濟的獨立がないから、何時も男に馬鹿にされる。少し財政の豊かな男だと聞くと、誰れ彼れの差別なく無暗に『片付かう』とする。私は婦人が精神的の獨立を保ち、男子と同様な配偶選擇の自由を確保せんが爲に、年頃の娘達の經濟的獨立を希望する。經濟的獨立を容易ならしめんが爲には早婚の弊を避けねばならぬと思ふ。

米國の婦人達は中々容易に結婚はしない。二年も三年も結婚を希望せる男子

を待たせて置いて、充分に彼れの趣味性格人品を試験してゐる。これでなくて、どうして婦人の威嚴が保たれよう？ 其間彼女は、現に相當の資産のある人でも、自分の獨立した仕事に従事してゐる。大學を出た婦人は大抵二三年位小學や中學の教員をしてゐるが、大學に往く人は多數ではないので、婦人の大多數は中學位で學校を止め、十八九から二十四五まで何か婦人の仕事に適はしい職業に従事してゐる。會社や商店の事務員とか、タイピストとか、看護婦とか、其他色々な仕事に働いてゐる。小學校位で止た婦人は工女や商店の賣子や女中や、其他の職業を得、經濟上獨立した一個の人格として何事をなすべきやを其職業によりて學びつゝある。而して同時に彼等は貯蓄して將來の計畫を立てゝゐる。元來西洋の人は非常に獨立心に富んでゐる。子供は親の資産などを目當てにせず、自分で働き溜めた金で自分の生活を立てゝ往かうと云ふ自負心が強いから

ら、息子も娘も自分々々の貯蓄を持ち、之を増殖して將來建設すべき吾が家庭の資産に供せんと考へてゐる。親は老いて子に養はれようなど云ふ、けちな考で子を育てゝゐないから、自分の資産は容易に子供に譲りはしない。死ぬる時の遺産として子供や親戚に分與する位である。従つて西洋の親達は子供の成年に達する頃までは親の義務として教育し養育する代りに、其後はなるべく子供達が獨立して事業に従事し、自分で働き出した資産で新家庭を建設するやうに期待してゐる。されば、男子は學校教育を終つたからとて、日本に於けるが如く、直に結婚を急ぐ譯ではなく、何か相當の地位を求めて五年も十年も之を繼續し、自分の經濟状態が安固になるまでは容易に家庭を持たぬ。

娘達も同様、家庭に入りては自分達夫婦が獨力で日常の生計を營んで往かねばならぬと云ふ自覺が強いから、男子の資力資産を目當てにのみ結婚しには往

かね。自分も相當に資産を持つてゐなくてはならぬと考へてゐる。只單に嫁入りの支度ではない、筆筒長持や振袖の準備ではない、新家庭を作つた二人の日常生活を豊かならしめんが爲めに彼等は結婚前に働くのである。彼等は『貰はれて』夫の家に入るのではない。『夫と共に』新家庭を建設するのであるから、資産などは兩方から出し合ひだと云ふ觀念を持つてゐる。斯くてこそ、男女は同權同等にして、決して社會上の地位を異にすることなきを得るのである。

婦人は家庭に入りては勿論家庭の庶務に追はれ、子女の教養に忙はしく、外に出て稼ぐことは出来ない。出来る人は勿論稼ぐであらうが、大體に於て結婚後の經濟的獨立は不可能で、否な、結婚後は經濟的獨立以上に家婦の職分として、外に一層大なる奉仕の道が開かれてあること既に述べた通りであるから、婦人は將來新家庭を作りて其處に自分が愛の王國を築き、愛の女王たるべき一個

獨立の人格として、結婚前に相當な準備を整へ置くべきは勿論の事である。

由來、職業なるものは單に經濟的活動ではない。單に金儲の手段ではない。人は職業によりて人生を解し、人格を鍛鍊して往くものである。然るに、若い婦人達が、何等職業的の訓練なく、親の懷から夫の懷に飛んで往つて、どうして一人前の妻たり婦人たることが出来よう？ 單に家政的の經驗より云ふも、未婚の婦人が豫め經濟的に獨立して、職業上の訓練あることは其家庭に採りて大なる便宜である。親の資産で女學校をやつと出た位の婦人が直に家庭に飛込んでも、第一彼女は金の價值を知らないであらう。人間は自分で汗を垂らして働いた經驗によりてのみ、自分の手にある金を如何に有益に使用することが出来るかを解し得るもので、斯る經驗のない所謂お嬢さん育ちの婦人が、此生存競争の激しい二十世紀の社會に家庭の主婦として、どうして其無經驗な家政の手

腕を揮ふことが出来よう。男子が「あの婦人は苦勞して育つた方だ」として、それを結婚の一條件とするが如き、明かに家政的經驗の必要を認めてゐるからではないか。況や、萬一の非運に際會して破鏡の歎に至るとか、或は左様なことは絶対にないと覺悟してゐても、不時の災難に因り、一家の經濟的支柱たる良人が斃るやうな事があつた時、職業の心得なき婦人は、どうして其後の生計を營んで往くことが出来よう。若しそれ奴隸的屈辱的再婚に入らずとせば、時に數名の子を提げて慈善院の厄介にならねばならぬやうな境遇に陥ることもないとは限らぬ。されば夫に萬一の事變ありし時の用心としてだに、婦人は職業的經驗を持つてゐることは誠に必要なことである。而して其職業的訓練は結婚後にあらず、寧ろ結婚前の經濟的獨立に於て贏ち得べきものである。

かるが故に、私は日本婦人の地位を高め、男子と同等の社會的待遇を受けさ

せんが爲めに、處女時代に於ける婦人の經濟的獨立を推むるものである。少くとも、經濟的獨立の訓練を経來るべきを希望するのである。彼等が職業によりて得たる貯蓄は必ずしも貴いものではない。乍併、親に寄食せずして獨立の職業により、幾分にも貯蓄しようと思ふことが、又た是れによりて得たる經驗が、實に貴いものである。且つ將來自分が、然り、夫の家庭に入るのではなく、自分が夫と共に家庭を建設した時に、娘時代の經濟的獨立、或は少くとも此時代に養成した經濟的獨立の精神は、家婦として、母としての彼女の生涯に偉大な力となるものである。

現に日本は國力に比較して遙かに人口過多なるが爲めに困つてゐる。生活難の出所も詮ずる所人口の過多なるが故である。娘時代の婦人が可成職業に従事して、經濟的獨立の訓練を経ることの爲めに、今現に日本人がなすよりも四五

年婚期を後らせたならば、日本の人口は數に於て遙かに減却するであらう。數に於て減却する代りに質に於て又遙かに優良となるは勿論である（拙著「社會と人生」中『日本人種改良論』參照）。男も女も血氣盛り分別盛りの時にのみ子を持つやうになれば、假令ひ數に於て減少するとも、質に於ける優勝は遙かに其缺損を補うて餘りあるであらう。娘時代の婦人が經濟行爲に従事することは、單に彼等が將來の家庭に於て利得であるのみでなく、國家の人物經濟の問題の上からも、大に歓迎すべきことである。これ私が娘時代の經濟的獨立を推むる所以の一つである。

第二十二章 婦人の虚榮と被服の贅澤

一 生活難と被服

物價騰貴は國民の生活を危険情態に陥らしめ、貧窮な國民の憐れな生活情態が思ひやられる。吾等は如何にして此生活難を救済すべきであるか。金を出して慈善的救済を行ふは救れはる者を卑屈にし、彼等をして吾等と對等の地位にある國民たるの意識を阻喪させ、國民の一部を奴隸化するものなるが故に、救恤金や慈善金の出資は決して眞の救済策ではない。そは却て出す者も受くる者も、精神的に人格の意識を蹂躪する奴隸道德である。何となれば、出す者は慈善を施したりとて受くる者を蔑視し、受くる者は彼等の恩恵に預るといふ觀念

によりて自己の獨立心を失ひ、自己人格の尊嚴を自から蔑すむに至る。これ私にが慈善救恤を排斥する所以である。

されば吾等は先づ自から顧みて、己が日々の生活を正しくせねばならぬ。詩人ミルトンが三百年前、彼れの名詩「ユオマス」に云へる如く、人間は各自質素な衣食住に満足してゐたならば、世界に貧民の後を絶つであらうと。歐洲戰爭開始以來、生活難の呼聲は我が日本のみの特産ではないが、直接戰爭にも參加しなかつた日本に於て却て猖獗を極めつゝあるは何故であらう。これ畢竟國民の一部が贅澤なるが爲めだ。私は先頃日本に歸りて以來、米國と日本との生活情態を相對照し、中流以上の日本人が被服に於て如何に贅澤なるかを見て、驚愕の念に堪へない者である。而して殊に婦人の服裝の華美なるには、何としても憤慨せずには居られぬのである。

何處に往つて話を聞いても、日本の衣服は高價だと云ふ。日本で洋服の材料を外國に仰ぎ、高い關稅を拂つてゐるにも拘らず、男子の洋服一着は六七十圓位で出来るが、日本服一重ねには少くとも百圓以上の金をかけねばならぬと云つてゐる。十四五年前では夏向きに絹の羽織など着る者は餘りなかつたが、今は猫も杓子も絹の羽織や是れに類似のものを着てゐる。被服料が高いのも尤もな譯で國民が一般に贅澤になつて、費用を構はず高價な服を着用するから、一層着物の代價が騰貴するのである。

西洋の婦人服は殊に簡單なもので、流行を趨うて作り換へるやうなシャツウエストの如きは僅か二三弗の品に過ぎぬ。袴や上着の如きものは十弗乃至二十弗の品なれば何年も用ゆる事が出来るので、敢て流行を趨うて作り換ゆる必要のない品である。然るに日本婦人の着物はどうであらう。絹の羽織一枚が三十

圓もすると云ふではないか。諸姉が纏へる衣服が如何に高價のものなるかは、諸姉こそ却てよく知れる處で、私が茲に喋々するまでもないことである。

二 富の程度と贅澤

日本は歐洲戰爭のお蔭で十五億の富を得たと云ふ。然るに米國のニューヨオク市に於ける大正七年度の所得稅金は七億弗で日本金に直して十四億圓、大正八年度に於ける米國全國の所得稅は優に八十億圓を越へてゐると云ふ。只此一事を見るも彼我、富の程度に幾何の懸隔あるか直に分る。然るに、我が國民の贅澤は却て彼にも増し、婦人の被服料の如きは慥に米國人のそれ以上である。否な、遙かに米國人のそれに超過してゐると思ふ。米國で百弗位の月收ある家庭では絹の衣物を着る様な家婦はゐない。然るに日本では其半額に充たぬ

薄給の人の家庭でも華美な衣服を纏うて、夫の月収の半額位一枚の婦人服に費すことは何んでもないこと、思つてゐる。

見よ、電車の中、汽車の中、日本婦人が如何に華美な服装をしてゐるかを。ニユウヨオクあたりでは日傭稼ぎに往く黒人の女達が却て贅澤で六七弗も拂つて絹のシャツウエストを買つたり、十弗も出して寝衣を購ふ。一般に何處の社會を見ても、下等社會の婦人が却て贅澤な眞似をする。デバアトメントストアの賣子や工場の工女達が、他處往きの時には却て身成りを飾つてゐる。日本は世界に稀なる貧乏國で、貧乏人の着飾り根性に洩れず、日本婦人は着物に於て殊に著しく贅澤である。

西洋人は毎日曜日に一度位着ないやうな着物は一枚も貯へてゐないが、日本婦人は『衣裳持ち』として、着るものばかりでなく、只持つてゐる事の爲めに無益に

衣物を蓄へてゐる者が少くない。甚しきに至つては、一生涯に一度位しか着ないので、只土用干の爲めに保存してゐるやうな馬鹿な婦人さへある。お嫁に往く時は、箆筒長持幾竿など云つて、衣物の嫁入を誇りとする馬鹿者さへある。富の程度から比較するならば、日本婦人は少數の成金輩を除くの外、一人として絹の着物を着る程の財力あるものはない筈である。然るに國民擧つて贅澤な服装を競うてゐるのは、これ實に亡國の兆候ではないか。蒙昧な愚婦人や藝者や娼婦連の惡風を全國民的の風習とするものではないか。

三 婦人の虚榮

思ふに、婦人が服装の華美に趨るは、畢竟虚榮心の致す處である。婦人の虚榮心に就ては勿論男子は直接の責任者である。男子が婦人の化粧を要求したり

美装を稱へたりするから、婦人も男子の歡心を買はんが爲めに、勢ひ美服を着けたがるのだ。乍併、自己の人格を尊重する婦人は、男子の低級な趣味に超然として、華美に流れざる高尚な、清楚な装ひをすることに心掛くべきである。俗悪な男子の趣味に迎合して、自らを人形化するやうで、どうして婦人の威嚴を保つことが出来よう？

由來日本婦人は自然の婦人美を發揮するやうな化粧法も知らねば、服裝に關する高尚な趣味も持たぬ。醜面の婦人が白粉厚つ／＼と塗り立てたるは、却て其醜をして一層際立て見えしめるもので、其醜を發揮するには都合宜いことであらうが、醜面を隠す努力としては失敗だ。之に反して美人は裝飾を施さなくても美人なるが故に、御化粧は醜婦にも美人にも全く不必要のものである。況んや化粧の手段によつて、眞價以上に好く外見を買つて貰はうなど云ふ野心

の爲めに虚飾を施すは、却て其人の陋劣な心事を白狀するものではないか。

日本の婦人は一般に人工的な技術を施して髪を飾るが、それが爲めに美髮料として支拂ふ代價が決して尠少でないことである。西洋の婦人は普通髪結所などに通ふ者はない。殆んど皆自分で結れる程簡単な髪結ひ方である。元來髪を異様な髷にて飾り立つることは却て顔面の美を害ふものである。萬緑叢中紅一點とか云つて、髪結ひ方などよい加減にして少しも飾りを施さざる處に、紅一點なる顔面の美が際立つて見えるものである。日本婦人が髪の不自然な粉飾によつて、却つて顔面の美を低下させてゐるのは誠に遺憾千萬である。

勿論、今の若い女學生達は髷ある髪を捨て、異様な牛の糞見たやうな大きな『かもじ』を腦天に戴いて難有がつてゐるが、これも又同様に婦人の顔面美を毀

損すること甚大なるものである。第一それが非衛生的であるばかりでなく、日本婦人に共通なお盆の様な顔に、今一つ黒髪のお盆を重ねて、頭髪を上掻き上げたるさまの醜なること、云はん方なしである。斯の如き婦人の装を好尚する男子の趣味の低劣なことも、さることながら、少しく鏡にかけて自分の顔を見れば直に分る筈であるが、日本の若い婦人は何故に今少しく髪のかき方を簡單にして、自然其儘の顔面美を發揮するに勤めないものであらうか。太鼓の様な髪のかき振りは醜の醜なるものである。

服装にも、不自然な髪のかき方と同様、日本婦人はやたらに人工的な装飾を施してゐる。着物の色や模様や柄に随分御念の入つた装飾を施してゐるが、これ却て婦人の自然美を損傷するもので、見る人をして彼等の注意を衣裳の華美な模様や頭髪のかき方などに集中させて、大事な容姿や顔面の美を逸却させる。

元來、日本婦人がやたらに人工的装飾を施すは、其肉體美の低劣を掩ひ隠さんが爲めであるかも知れぬ。顔面に、容姿に、西洋の婦人に較べて遙かに低劣なる日本婦人は、人工的な美髪や服装の華美によつて其醜を誤魔化さんとするものであるかも知れぬ。乍併、日本婦人にして眞に西洋の婦人に劣らないほど美人になりたいのであるならば、今少し根本的に體育を盛んにし、生理的に美容を作る心掛が必要である。又殊に精神的修養の結果は必ず顔面美に現はれて來るものであるから、精神修養の努力も勿論必要である。只外形のみを飾り立て、己が美容を確め得たりとするの淺見なるを、何んで嗤はずに居られよう。

四 自己省察と勤儉の美風

これは私が屢々見た實例であるが、婦人は虚榮心強き人に限りて「却て私は

虚榮心など全くない』と云つてゐる。同様に『私は着物なんか決して入りませ
ん、華美な身成をするのは嫌ひです』と云つてゐる人が、往々華美な服装を好
み、毎年何か新しい着物を夫にねだつてゐる人なるを私は知つてゐる。又或
る婦人會の會長で、其會の機關雜誌に、婦人の化粧を戒めた論文を公にした人
で、自身は一日に四五回も化粧を施す爲め、お白粉焼けがして、天の成せる美
顔をそばかす見たやうなもので焦がしてゐる婦人のあることを知つてゐる。

今、是等の人の心理情態を推察するに、彼等は他人が華美な服装や化粧を施
すことは、如何にも不自然又は贅澤と見るのであるが、自分の場合には、他處
目が見て、如何に華美な装ひをしてゐても、それが、ちつとも過分にも見えな
ければ、不似合とも見えないのである。自分の場合は當然の事で、華美な服装
を自分がした場合は決して贅澤でないと心得てゐるのである。これ一面に於て

は、虚飾の競争心から、他の婦人の華麗を嫉み、自分獨り美はしと思はせよう
とする卑劣な女心にもよることであらうが、他面、是等の婦人は自己省察の力
が遅鈍なることを示してゐるのである。『私はお飾りなんか嫌ひです』と云ふ一
婦人の居室に數十筋の色々異りたるリボンあるのを見て、私は驚いたことがあ
つた。彼女が若し自己省察の鋭い力を以て自分と他の人々とを比較し、更に自
己が平素主張する、け高い婦人美の嗜みを以て自分を判断するならば、あの數
十筋のリボンは直に反古籠に投入されたであらう。

日本婦人は贅澤である。其被服に於て殊に贅澤である。諸姉は自分の被服を
贅澤にして却て其美を害ひ、其贅澤の爲めに家資を費消すること多くして日常
の生計を危くし、營養を不良にして精神力を遅緩ならしめてゐる。同時に諸姉
が被服に於ける贅澤は遷延其累を貧民に及ぼし、彼等をして生活難の爲めに屢

々ストライキや暴動を起すの止むなきに至らしめた、其一因たることを忘れてはならぬ。現在の複雑な社會關係に於ては、一人の贅澤は直ちに以て多數貧民の食を奪ふ結果となる。諸姉が一枚の着物を儉約するは直ちに以て多數貧民の生計をそれだけ豊かならしめることである。豈に慎むべきことではなからうか。

第二十三章 家庭と食糧問題

一 生活難と粗食の批判

生活難の問題は八方に其餘沫を飛ばして、是に處する種々雑多な施設計畫を見るは悦ばしいことである。殊に日々の生活と最も密接な關係を持つてゐる家庭の主婦たり、或は將來の主婦たらんとする人達が、此際諸般の家事經濟に新しい試みをやることは甚だよい心掛である。併し其試みの一つとして、聞けば或る女學校にては一週一回だけ無菜主義の晝飯を喰べることにしたと云ふことである。又先月國民新聞に出てゐた或る薄給の家庭に於ては、一ヶ月十二圓以内で家族五人を賄ふと云ふ主婦の美談があるが、斯る安價生活で此婦人は何

を家人に食はせてゐるかと思ふと三日に一日即ち一ヶ月十日間は終日ライスカレーばかり喰ふと。此婦人はそれが「實にちんぷしん」と云つてゐるけれど、女學生の無菜主義と同様、そは一の消極策であつて、そんな單調な食物で、よし命を繋いでゆくことは出来ても、元氣旺盛な精力をどうして養つて往くことが出来るか、私は頗る之を怪まざるを得ないのである。

米國が歐洲戰爭參加以來、食糧を節減すべき焦眉の急に迫り、食糧監督官は國內の各家婦に訴へて、日々の食糧を節減し、又は他の安價なものを代用して貰いたいことを相談した。斯くて無肉日だの、無麥粉日だの、無豚肉日だの、無アイスクリーム日だの、無脂肪日だのを勵行した。併し是れは平素飽食し美食せる米國人に取りてこそ適當であり可能であるが、之を以て直に日本人に適用し、無菜の晝食日を造るは間違つた考である。世に日本人ほど粗食な國民は

あるまい。文明國人は一般に美食だが、支那人の方が日本人より遙かに善い食物を取つてゐる。「京の着倒れ大阪の食倒れ」と諺にあるが、粗服を纏うてゐても美食する支那人は大阪主義で、食ふ物は食はないでもおめかしをしたい日本人は京都主義であらう。私は粗食主義には大々の反對である。同時に、私が前章に於て被服の贅澤に就て論ぜし如く、美裝主義にも大々の反對である。私は女學生が無菜日を學ぶよりも、それだけ被服やお化粧に就いて節約することを學ぶ方が遙に有効なる家事經濟であると思ふ。さなきだに營養不良で菜色ある日本人が此上粗食することは極力反對せねばならぬ。諸姉よ、諸姉の色艶が悪いとて外面ばかり化粧する金があるならば、それだけ滋養物を攝取して内部から肉體の美を發揮するやうに努める方が根本的の良策である。

二 米食と頭腦の單純

日本人の頭腦が單純シンプルで、然り單純とは一面馬鹿に近いことを示すもので、餘り複雑な多角形な働きが出来ないのは、其理由の一として、三度／＼單調な米ばかり食つてゐることによるのではあるまいか。西洋人は麥を主食物とすれど、日本人が米食するほど多量の麥を食ふ者ではない。彼等が食するパンの糧は恐らく一日の食糧の四分の一か五分の一に過ぎないであらう。然るに日本人は米が三食を通じて五分の四位を占めてゐる。實に驚いた米食國民である。

吾等は思想上に色々變つた靈の糧を攝取して吾等の靈的生命を肥やして往くやうに、肉體に於ても色々異つた食物を攝取して、肉體の精力を常に新たにしてい往く心掛が肝要だ。日本は米産國なれど米のみが農産物ではない、米のみが

最も善き食料ではない。米は澱粉に富んでゐるけれど、蛋白質が頗る寡少である。同じ穀類の内でも營養に必要な蛋白質の量を最も多く含めるは豆類で、大豆や豌豆は人體を養ふに最も必要な營養分を最も適度に包含せりと稱せられ、鶏卵に次いで最良なる滋養性を持つたものと云はれてゐる。今や米價が天井知らずに暴騰して、國內米を節減するの必要に逼られてゐる時、無業主義によつて却て米食を増加するが如き迂愚の方法を採らず、寧ろ進んで、如何にせば米を節減して却て米以上の（然り、米以上の營養物は他に澤山あり）營養物を家庭の常食とすることが出来るかを工夫するは、主婦たる者の正に採るべき勤めではあるまいか。

日本の中流社會の奥様方には馬鹿な虛榮心があつて、自分の生活に困つてゐるにも拘らず、外米を食ふことを恥ぢる人がある。然もそれは外米が必ずしも

品質低劣なるが故ではなく、安價なるが故である。安價なる者を食へば自分の估券が下るやうに心得てゐる者がある。或る外米などは日本の三等米よりも品質が上等なるにも拘らず、一升七八錢も安價だとするならば何故に彼等は之を常用とすることを卑しむのであるか。麥飯、豆飯、玄米飯など色々な試みによつて米食を節減し、他の雜穀や蔬菜や魚肉などによりて更に之を補ひ、無用の飲食を省きて、常に健康第一、營養第一の三食料理をして頂きたいものである。粗食に甘んずるは舊式の退嬰主義だ。我等は積極的に肉體の健康を増進せねばならぬ。況んや、生ひ立ちの子女に粗食を強ひて彼等の身體を低劣ならしめるは誠に寒心すべき心得違ひである。

三 粗食と間食

日本人は元來極めて粗食する國民である。彼等は三食を以て充分でないほど粗食してゐる。私の知つてゐる或る寄宿舎に於いて慥にさうである。其處にゐる青年達は皆中流以上の家庭から來てゐるので相當な生活費を支拂ひ得る人達ばかりである。然るに彼等は三食共實に粗食である。粗食なるが故に何時もお腹がすいてたまらず間食をする。一ヶ月の食料十三圓だと云ふけれど、間食する爲めに支拂ふ食品の代を算入せば少くとも十七八圓に上る。若し間食や夜食などの臨時費に然かく高額を支拂ふならば、何故に一ヶ月の食料を十七八圓位に引上げて、もつと滋養分の多いサブスタンシャルな三食を取らないのであるか。而して是れは此寄宿舎のみの特殊現象ではない。日本一般の風習を例解したものに外ならぬ。

日本人は實際間食することの多い國民である。これ彼等が粗食するからでは

ないか。婦人に於て殊に間食の習慣がある。粗食の間々にお汁粉の、お團子のと、日本人ほど始終口を動かしてゐる國民が何處にあらう。これ畢竟三食の粗食を示すもので、お夜食やお入つによつて其不充分を本能的に補足せんとしてゐるのであるが、それは全く食物攝取法に叶はないもので、それが爲に日本人は胃弱に罹り、安眠不能の病に陥り易い。一回の食物は少くとも三四時間の消化時間を要するが故に、其未だ消化せざる前に新らたに物を食ふ時は、今半ば消化しかしけた物と、新らしい食物とごつた交ぜになり、先に食つた物が全く消化されて腸に送り出される時、後に喰べた半消化物が同時に誘導されて出て往くから、腸壁の毛細管で吸収される時全く乳性になつてゐない物までも吸収される害がある。そのみならず、三食に繼ぐに間食を以てして、不絶胃を働かして休息の時間を與へないのは、人間の生活力を早老早枯させる所以であつて、

百害あるも寸効なき生命の濫費である。

私共のやうに外國に永く居て、三食の外何も喰はない習慣を附けてゐる者が、日本に歸つて來て、第一に困ることは日本人が一般に粗食なること、第二に困ることは、到る處間食を強ひられることである。一寸知人の家を訪問すると必ず菓子や果物が出る。出るばかりなら、此方で喰はないでなければよい譯であるけれど、出した人は之を強ひる。強ひられるから勢ひ喰べねばならぬ。喰べないでゐると、衛生上馬鹿らしいことだから喰べないのとは考へられず、遠慮して喰べないと思はれる。遠慮だと思はれるまではまだよいが、不味だから喰べないのだと思はれるに至つては、いやでも一つつまざるを得ない破目に陥る、誠に困つた悪習慣である。

四 冗費節約と悪癖矯正

私は日本人が全く間食を廢止して、其費用を三食の料に加へたならば、彼等は單に三食を改良するばかりではなく、衛生上健康上どれだけ有効であるか知れぬと思ふ。而して殊に間食の習慣ある婦人が卒先して間食全廢を實行したならば、どれだけ生活難が緩和されるか分らぬであらう。

間食と共に全廢すべきは、客に食物を強ひることである。日本の御饗應に招かれて往くと、何時も一回の食として食ひ能ふ以上遙かに多量の食物が並べてある。それは西洋にもない例で、馬鹿なもてなし振りである。此風習は田舎などに往くと殊に甚しい。甚しきに至りては御飯や饅頭など、お腹のふくれるものまでも強ひる人がある。客の迷惑は一方ならぬもので、一回の食以上に有り

餘る御馳走をするは、何と不經濟なことであらう。それも家婦の心掛けとして是非改めて貰いたい一とつである。

今一とつ家事經濟のたしなみとして、飲食物に關するもので、酒と葺を禁ずる習慣を養成することは實に大事な問題である。酒と葺の弊害は私が茲に喋々するまでもない。誰れでも知つてゐる。知つてゐることだが、一旦此習癖に囚はれたものは恰も運命の神に捕まつたもの、如く、なか／＼容易にその習慣を打破することの出來難いものである。如何にして此悪癖を矯正することが出来るであらう。私は酒と葺の悪癖を打破するは婦人の力に最も依頼すべきものが多いと思ふ。何となれば、日本の婦人は、無教育、蒙昧な田舎者の外、一般に酒を吞まず、煙草を吸はぬ。男子の悪癖を矯正する爲めに酒を吞み煙草を吸ふ男子と交際しないやうにし、又斯る習癖ある人を夫とせば、色々な手段によつ

て良人の悪癖を止めしむる方法を取ることが必要だと思ふ。婦人は、日本のやうな社會に於ても、弱く且つ卑しめられてゐるかの如くにして、實は頗る潜勢力を持つてゐるものである。日本の婦人達が飲酒喫烟する男子を決して近けないほどの威力を示したならば、それは單に不節操に流れ易い男子をして道義的ならしめるばかりでなく、現在の如き生活難の問題に處して、それがどれほど家庭經濟の上に効果を齎らすか分らぬ。日本の女子よ、諸姉は殆んど酒を呑まないにも拘らず、一人前年々の割當八升の酒を費すと云ふではないか。諸姉は單に客に酒を出すことを罪惡だと心得てゐなくてはならぬばかりでなく、進んで飲酒喫烟の習癖ある夫や子供や友人を善導し、愛の力を以て彼等の悪癖を打破してやることは、實に諸姉が婦徳の大なるものと云はねばならぬ。

第二十四章 家庭の改造

一 人間生活の基礎

民本主義を基調とした世界改造の叫びは歐洲戰爭休止の日が遠ざかるに従つて、益々其強度を加へ、其範圍を擴げつゝある。政治に、經濟に、産業組合に、社會組織に、學校に、教會に、何れの方面を見ても、民本化的改造の必要を認めない所はない。然し、改造の必要の最も緊急なる所は、殊に我が日本に於て先づ手近かな吾等の家庭であると思ふ。社會は個人から成立つてゐると云ふ人もあるが、私は社會の單位は家庭であると思ふのである。だから、社會萬般の改良事業は先づ其單位なる家庭から着手しなければならぬ。教育學者の説に據

ると、児童が生れて六歳になるまでに學ぶ所の言葉や知識は、六歳にして學校に入つてから後二十三で大學校を卒業するまでに學ぶよりも多量であり、且つ根本的なものであるとのことである。智育に於て既にさうだとするならば、徳育の方面に於ては尙更のことであつて、學校に往くやうになつても、學校にゐる間よりも、家庭にゐる間の方が長いのであるから、家庭の感化の甚大なることは決して疑ひを挟む餘地はないのである。又、かの育兒院などで、如何に献身的な偉い婦人が保姆として直接貧民の子や不幸な子の養育に従事してゐても、それが普通の家庭に於ける児童の如く素直に育たないのは何故であらうかと、其道の人々の研究した處によると、やはり家庭の問題に歸するのぢやさうである。育兒院などでは餘りに多人數一所に育てられるので、家庭的風味も段々に薄らいで、直接に兩親の下に育つ児童のやうによく育たないとのことであ

る。それで、西洋では慈善育兒院を可成家庭的ならしめようと思ふ考で、小數の児童を夫婦の人の家庭に容れ、各少數の家族に分れた別々の家に住んで育てれば、殆んど一般の家庭で育てるのと同様な感化を興へ、且つ養育の目的を遂げることが出来ると思はれてゐるのである。斯く家庭生活が人間社會の基礎であつて、家庭によらなければ、人間の徳性を磨き、智能を啓發する根本的の要求を満たすことが出来ないとするならば、世界の改造は勿論家庭から着手せねばならず、又家庭から初むることが最も有効で且つ適切であると信ずるのである。處で、私は自分の理想とする家庭は斯様なものであらねばならぬと云ふことを茲に二三述べて見たいのである。

二 家庭の神聖と親の責任

一體日本は家族制度の國と云ひ傳へてゐるけれど、我々日本人は家庭の神聖と云ふことに就いて極めて無自覺なものが多いのである。これは家が因襲的に世々代々を追ふて繼續されるので、無意識的に傳承された家庭に對しては、何も新奇な、フレッシユな感興が湧き立たず、只親から子に、子から孫に傳ふる一連環としてでは、家族的個性が強く若夫婦の意識に上らないからではあるまいか。西洋の家庭のやうに若夫婦は必ず親と分れて一家を持つと云ふことになれば、家庭なる觀念が強く彼等の腦裏に印象されて、此新家庭を如何にすべきと云ふ問題が、彼等の家庭生活に意義を加へ、一層深く家庭の神聖と云ふことを覺るのではあるまいか。私は此意味に於て、將來の日本の家庭はなるべく、親兄弟の連累を避けた若夫婦の新に創造した家庭たらしめねばならぬと思ふのである。姑、小姑のある家庭は常に因襲傳統に囚はれた家庭であつて、如何に

若夫婦が新思想に満ち充ちた家庭改造の要求に憧れる人々であつても、逆も、彼等の思ふ儘に着々と新らしい試みやつてのけることは出来ないのである。

若夫婦に家庭改造の自由を與へる爲めに、先づ別居さすことが必要だとするならば、今一層根本に遡つて、これまでの家族制度の觀念を打破せねばならぬと思ふ。事實、日本舊來の觀念では、家庭は餘り神聖だと思へないほど俗化されてゐた。俗化と云つては語弊があるかも知れんが、親が子を育てるに當つて、老後、子に養つて貰いたいと云ふやうに、萬事報酬を念頭に置いて子の世話をすると云ふことは、誠に低い道德である。日本の家は常に過去の爲めに將來を犠牲にする傾向を持つてゐた。犠牲にしなくても、子は親の爲め、孫は子の爲めに存在するものであるかのやうに考へられてゐたのであるが、これと反對に、西洋の考へ方が慥に正しいと思はれる。進歩的の社會は常に過去を將來の用に

供して其發展を遂ぐるのである。親は子の爲めに、子孫の爲めに、生くる考へてゐるから、社會は絶間なく進歩するのである。元來、親が子を育つるに當つて、老後、子に扶養して貰ふと云ふ動機から家庭を營むと云ふことは、家庭を功利化するのである。私の所謂俗化とは此意味であつて、斯る動機を以て育児に従事する親達の感化は決して純潔な、また神聖なものではあり得ない。今後の親達は之に反して、只子を育つる義務を感じて育つべきである。子に扶養して貰ふ権利ありなど思ふは以ての外の間違だ。親は親として子が成人の後、一人前の人間となるまで育て上ることは、其社會的又人間的義務であると覺悟してゐたならば、自分が老後の生活費は、勿論子から之を仰ぐ必要のないほど、平常心掛けて蓄積して置かねばならぬ。斯る無慾な親達にして初めて眞に人の子の教育者たり養育者たる資格を持ち得るのである。

單に夫ればかりでなく、斯様に親達が自分の義務のみを考へて、其權利を念頭に置かないやうにならなければ、家庭を民本化することは出来ないのである。舊來の日本の家庭では、親達は子供を宇宙の大靈から預かつてゐるものであるから其靈的成長に對して甚大の責任あると云ふことを悟らず、徒に親權を揮り廻はして、子女を專制的に自己の便宜に服従させんとしたのである。従つて子女は多く親達の杓子定規に規律されて、其個性を自由に發展させることが出来なかつたのは、甚だ遺憾である。個性と云つても、我儘勝手な人間を作れと云ふことではない。自治の精神を持ち、自重心に富み、責任の觀念の強烈な人格として、自由に其天稟の傾向に従つた發達を遂げしめねばならぬと云ふのである。斯くするには、親達がやはり自己犠牲の觀念を眞先に置いて、家の爲めではなく、自分の爲めではなく、子女自身の爲めに其萬善を望むと云ふ、クリスト教

的聖愛の精神を以て育兒に従事せねばならぬ。

三 女兒の尊重

次に考ふべきことは、社會上男女同等の地位を保たしめる爲めに、家庭に於て先づ婦人の地位を高めねばならぬ。然し、婦人の地位を高める爲めだと云つて妻が夫に對して『これから私を尊敬して男子と同等に取扱つて下さい』とは一寸要求し難いであらう。處で私は子女の教育手段を更むることによつて、自然と婦人の地位を擧げしめねばならぬと思ふ。それは何事かと云ふと、これまで日本の家庭では何時も男の子を尊重し女の子を卑しめてゐた。何事も男兒を先にし、女兒を後にすると云ふ風であつた。これは家族制度の遺風として無理ならぬことであるが、家庭を民本化するには母たる人が何事も女兒を先にし男

兒を後にして、寧ろ女兒に特權を與へても男兒には與へないと云ふ風にしたがよいと思ふ。西洋では娘の部屋は奇麗な一番よい部屋にして、男兒には下男部屋見たやうなものを與へてゐるのが多い。そして萬事女兒を大切ににして男兒を後廻はしにするやうである。それは強ちに、女尊男卑の風習であるからとは云へない。弱い者を扶けると云ふことは日本の武士道にもあつた通り、西洋の武士道にも勿論あつたことで、婦人の方が男子よりも脆弱に出來てゐるから、頑丈な品物よりも脆弱な品物を大事に取扱ふのと同様、人間でも頑丈なる男兒よりは、繊弱な女兒を大切に取扱ふべきは自然當然のことである。加之、これまで餘りに男子が權力を振舞はして威張つてゐた社會では、婦人の地位を進むるには、殊更に子供の時分から、男女同等と云ふよりも寧ろ女兒に篤く男兒に薄く取扱はねばならぬと思ふ。男の兒は肉體的に強者であるから、兄弟喧嘩して

も姉さんを弟がいぢめることが多い位であるから、之を對等ならしめるには、精神的に女の兒の方を遙かに尊重して取扱つて、平均すれば恰度、男女平等に取扱ふ結果となるであらう。

男の兒が成人して社會に出た後、妾を蓄へたり、娼婦に戯れたりするのは結局婦人を尊敬しないからだ。成人の後婦人を尊敬しないのは、必竟幼少時から男兒を高いものとし、女兒を低いものとして育てられてゐるからである。幼少時から姉や妹に對して、兄や弟に對するよりも一層の尊敬を拂ふやう、日常座臥の間に之を教へ込んで置けば、幼少時の習慣は第二の天性となつて、成人の後その男兒は必ず婦人を尊敬するやうになるに違ひない。或る人が云つたやうに、文明の程度は婦人を尊敬する程度如何によつて定まると云ふことが出来る。自分の妻を尊敬する人が、他に隠し女を考へたり、遊女に戯れたりするこ

とは出来ない筈である。それと同様、自分の姉や妹や、又、それ以上に母を尊敬する念の強い人が、仇し女を弄ぶやうなことが出来るものではない。されば、婦人が自分の地位を高めようとして希望するならば、其最も有効なる方法の一つとして、自分の家庭に於ける女兒を男兒以上に尊重して取扱ひ、男の兒に對しては常に姉妹に對する彼等の禮儀を厳しく教へ込む必要があると思ふ。

四 婦人の自覺と實力の養成

今一事述べて置きたいのは、男子の口から云い難いことであるが、家庭の改造は男子の責任と云ふよりも、寧ろ婦人の責任であると思はれることである。西洋の勞働者が特權階級なる貴族や資本家から色々な特權を棄て、貫つて、勞働者階級の生活の改善に盡さしめてゐる處甚だ多いのであるが、それは決して

貴族や資本家が好意的に譲歩してくれたからではない。労働者階級の人々が自覚して、自分等の人格を磨き、自主独立、自治自疆の人となつた暁に、特権階級に迫つて彼等の特権を奪ひ取つた爲めである。男女の間、殊に家庭に於ける夫婦の間に斯様な権利の争奪は、勿論苦が／＼しいこととして、厭み嫌ふべきであらうが、少くとも従來の男女關係に於いては、男子はどうしても特権階級の態度を取り、婦人は殆んど奴隷視されてゐたのである。處で、婦人は段々自からを卑しみ、先天的に低い者と諦めを付てゐた人が多かつたのである。

それは屢々私が實見した處であるが、電車に乗る時、婦人を先に乗せる爲めにちつと待つてゐると、どうしても男子より先には乗るまいとする婦人がある。或る場合には、『お先へ』と云はぬばかりに慇懃に差控へてゐると、其婦人は後向いて『私は乗るんぢやありませんよ』と云はぬばかりの振りをしてゐるから、そ

れならばと自分で先に乗ると、其婦人は後からこそ／＼と乗る。斯様な婦人は先天的に何事も男子に先んじてはならぬと思ひ、且つ左様に教へ込まれた人である。又或る時神田邊で乗合せた女中風の婦人が、今しも這入つて來た髯の紳士に席を譲つて立つたから、此婦人はもう直ぐ電車を下るのか知らんと見てゐた處、一向に降りない。二つ三つ停留所を過ぎて後に、其紳士は下車した。席が空いたので此婦人は又腰掛けた。次の停留所まで來た所が又男が四五人乗車した爲めに此婦人は再び立つて席を譲つた。日本の社會は斯くも婦人を自から卑屈ならしめてゐる。斯様な社會に於ては、男子に特権を擲つて婦人を同等に取扱つてくれろと云つた處で、なか／＼實行出來難いのである。

されば先づ婦人が卒先して自覺し、自から自分の地位を向上させるやうに努力せねばならぬ。婦人自身が婦徳を磨き才智を養つて、男子に劣らないやうに

なれば、決して男子より輕ろしめられることはない。現に此男尊女卑なる日本の社會に於てさへ、智的に道義的に偉い婦人は男優りとして既に充分の尊敬を受けてゐるではないか。今後の社會は實力の社會である。婦人の實力さへ舉がれば其地位は獨りで向上するのである。

そして婦人の實力を發揮すべき最も適當の場所は家庭だ。家庭に於ける婦人の職業は男子の社會に於ける何れの職務よりも尊いものである。それは決して臺所の仕事は男子に出來ない仕事であるからと云ふのではない。婦人は臺所の主人としてよりも先づ第一に子女の教育者として、男子以上遙かに偉大なる天職を持つたものであるからだ。私は大學の教授よりも中學や小學の教師の職を一層偉大なものと思ふ。それは小中學の教師の方が大學教授よりも遙かに偉大なる感化を青年に與へるからである。然し、小學の教師よりも家庭に母たる人

は一層尊敬すべきである。それは同じ理由に基き、家母は小學教師よりも遙かに偉大なる道徳力として、子女に久遠の感化を及ぼすからだ。

家婦は單に子女に感化を及ぼす點に於て、男子以上光榮ある天職を持つてゐるばかりでなく、家庭に於ける妻の夫に對する感化は夫の妻に對する感化よりも遙かに甚大なるものである。されば婦人は男子以上に其感化の範圍と強度とを有するだけ、それだけ家庭に於ける職責重く、且つ其職責を全ふするの光榮を擔ふこと甚大なるものである。故に家庭を改造して民本的の家庭たらしめるには、對社會的に家長たる夫に對して、妻は常に對內的に、即ち家庭に於て、主人たる資格を養成せねばならぬ。家庭をして眞に婦人の王國たらしめ、彼女が子女に對し、又夫に對して深き愛を教ゆる學校たらしめることによつて始めて、家庭は民本化するのである。而して斯る家庭の改造は、男子の努力よりも